



中华人民共和国公司法

1993年12月29日第八届全国人民代表大会常务委员
会第五次会议通过

根据1999年12月25日第九届全国人民代表大会常务
委员会第十三次会议《关于修改〈中华人民共和国公司
法〉的决定》第一次修正

根据2004年8月28日第十届全国人民代表大会常务
委员会第十一次会议《关于修改〈中华人民共和国公司
法〉的决定》第二次修正

2005年10月27日第十届全国人民代表大会常务委员
会第十八次会议第一次修订

根据2013年12月28日第十二届全国人民代表大会常
务委员会第六次会议《关于修改〈中华人民共和国海洋
环境保护法〉等七部法律的决定》第三次修正

根据2018年10月26日第十三届全国人民代表大会常
务委员会第六次会议《关于修改〈中华人民共和国公司
法〉的决定》第四次修正

2023年12月29日第十四届全国人民代表大会常务委
员会第七次会议第二次修订)

第一章 总 则

第一条 为了规范公司的组织和行为，保护公司、股
东、职工和债权人的合法权益，完善中国特色现代企业
制度，弘扬企业家精神，维护社会经济秩序，促进社会
主义市场经济的发展，根据宪法，制定本法。

第二条 本法所称公司，是指依照本法在中华人民共
和国境内设立的有限责任公司和股份有限公司。

第三条 公司是企业法人，有独立的法人财产，享有
法人财产权。公司以其全部财产对公司的债务承担责
任。

公司的合法权益受法律保护，不受侵犯。

第四条 有限责任公司的股东以其认缴的出资额为限
对公司承担责任；股份有限公司的股东以其认购的股
份为限对公司承担责任。

公司股东对公司依法享有资产收益、参与重大决
策和选择管理者等权利。

中華人民共和國會社法

1993年12月29日第8期全國人民代表大會常務委員
會第5次會議にて通過

1999年12月25日第9期全國人民代表大會常務委員
會第13次會議「會社法の修正に関する決定に関し
て」にて第1回修正

2004年8月28日第10期全國人民代表大會常務委員
會第11次會議「會社法の修正に関する決定に関し
て」にて第2回修正

2005年10月27日第10期全國人民代表大會常務委
員會第18次會議にて第1回改訂

2013年12月28日第12期全國人民代表大會常務委
員會第6次會議「海洋環境保護法等7つの法律の修
正決定に関して」にて第3回修正

2018年10月26日第13期全國人民代表大會常務委
員會第6次會議「會社法の修正に関する決定に関し
て」にて第4回修正

2023年12月29日第14期全國人民代表大會常務委
員會第7次會議にて第2回改訂

第1章 総則

第1条 会社の組織及び行為を規範化し、会社、株
主、従業員、債権者の合法权益を保護し、中国の特色
ある現代的企業制度を完備し、企業家精神を高め、社
会経済秩序を維持し、社会主義市場經濟の發展促進
するため、憲法に基づいて本法を制定する。

第2条 本法において「会社」とは、本法に基づき
中華人民共和国内において設立される有限責任会社
及び株式有限会社を指す。

第3条 会社とは企業法人であり、独立した法人財
産を持ち、法人財産権を有する。会社はその全ての財
産をもって会社の債務責任を負う。
会社の合法权益は、法律保護を受け、侵害されない。

第4条 有限責任会社の株主は、払込みを引き受け
た出資額を上限に会社への責任を負う。株式有限会
社の株主は、購入を引き受けた株式を上限に会社へ
の責任を負う。
会社の株主は法に基づき、会社に対して資産収益、重
大な方案決定への参与及び管理者選択等の権利を持
つ。



第五条 设立公司应当依法制定公司章程。公司章程对公司、股东、董事、监事、高级管理人员具有约束力。

第六条 公司应当有自己的名称。公司名称应当符合国家有关规定。

公司的名称权受法律保护。

第七条 依照本法设立的有限责任公司，应当在公司名称中标明有限责任公司或者有限公司字样。

依照本法设立的股份有限公司，应当在公司名称中标明股份有限公司或者股份公司字样。

第八条 公司以其主要办事机构所在地为住所。

第九条 公司的经营范围由公司章程规定。公司可以修改公司章程，变更经营范围。

公司的经营范围中属于法律、行政法规规定须经批准的项目，应当依法经过批准。

第十条 公司的法定代表人按照公司章程的规定，由代表公司执行公司事务的董事或者经理担任。

担任法定代表人的董事或者经理辞任的，视为同时辞去法定代表人。

法定代表人辞任的，公司应当在法定代表人辞任之日起三十日内确定新的法定代表人。

第十一条 法定代表人以公司名义从事的民事活动，其法律后果由公司承受。

公司章程或者股东会对法定代表人职权的限制，不得对抗善意相对人。

法定代表人因执行职务造成他人损害的，由公司承担民事责任。公司承担民事责任后，依照法律或者公司章程的规定，可以向有过错的法定代表人追偿。

第十二条 有限责任公司变更为股份有限公司，应当符合本法规定的股份有限公司的条件。股份有限公司

第5条 会社の設立は、法に基づき定款を制定する。会社の定款は、会社、株主、董事、監事、高級管理人員への拘束力を持つ。

第6条 会社は自身の名称を有するべきである。会社の名称は国の関連規定を満たさなければならない。

会社の名称権は法律の保護を受ける。

第7条 本法により設立される有限責任会社は、会社の名称に有限責任会社または有限公司という文字が示されていない。

本法により設立される株式会社は、会社の名称に股份有限公司または股份会社の文字が示されていない。

第8条 会社は、その主な事務機構の所在地を住所とする。

第9条 会社の経営範囲は定款にて定める。会社は、定款を変更することで経営範囲を変更できる。

会社の経営範囲内にて、法律または行政法規規定により批准を得るべきものに属する項目は、法に基づき批准を得なければならない。

第10条 会社の法定代表者は、定款の規定に従い、会社を代表して会社の事務を執行する董事または総経理が担当する。

法定代表者を担当する董事または総経理が辞任する場合、同時に法定代表者も辞任したとみなす。

法定代表者が辞任した場合、会社は法定代表者の辞任日から30日以内に新しい法定代表者を確定させる。

第11条 法定代表者が会社名義をもって従事する民事活動は、その法律効果について会社が引き受ける。定款または株主会による法定代表者の職権への制限は、善意の第三者に対抗してはならない。

法定代表者が職務の執行により他人へ損害を与えた場合は会社が民事責任を負う。会社は民事責任を負った後で、法律または定款規定に基づき、過失のあった法定代表者へ賠償を求めることができる。

第12条 有限責任会社を株式会社に変更する場合、本法規定の株式会社条件を満たさなければ



变更为有限责任公司，应当符合本法规定的有限责任公司的条件。

有限责任公司变更为股份有限公司的，或者股份有限公司变更为有限责任公司的，公司变更前的债权、债务由变更后的公司承继。

第十三条 公司可以设立子公司。子公司具有法人资格，依法独立承担民事责任。

公司可以设立分公司。分公司不具有法人资格，其民事责任由公司承担。

第十四条 公司向其他企业投资。

法律规定公司不得成为对所投资企业的债务承担连带责任的出资人的，从其规定。

第十五条 公司向其他企业投资或者为他人提供担保，按照公司章程的规定，由董事会或者股东会决议；公司章程对投资或者担保的总额及单项投资或者担保的数额有限额规定的，不得超过规定的限额。

公司为公司股东或者实际控制人提供担保的，应当经股东会决议。

前款规定的股东或者受前款规定的实际控制人支配的股东，不得参加前款规定事项的表决。该项表决由出席会议的其他股东所持表决权的过半数通过。

第十六条 公司应当保护职工的合法权益，依法与职工签订劳动合同，参加社会保险，加强劳动保护，实现安全生产。

公司应当采用多种形式，加强公司职工的职业教育和岗位培训，提高职工素质。

第十七条 公司职工依照《中华人民共和国工会法》组织工会，开展工会活动，维护职工合法权益。公司应当为本公司工会提供必要的活动条件。公司工会代表职工就职工的劳动报酬、工作时间、休息休假、劳动安全卫生和保险福利等事项依法与公司签订集体合同。

公司依照宪法和有关法律的规定，建立健全以职工代表大会为基本形式的民主管理制度，通过职工代表大会或者其他形式，实行民主管理。

公司研究决定改制、解散、申请破产以及经营方面

ならない。株式有限会社を有限責任会社に変更する場合、本法規定の有限責任会社条件を満たさなければならない。

有限責任会社を株式有限会社に変更する場合、或いは株式有限会社を有限責任会社に変更する場合、会社変更前の債権及び債務を変更後の会社が引き継ぐ。

第 13 条 会社は子会社を設立できる。子会社は法人格を有し、法に基づき独立して民事責任を負う。

会社は支店を設立できる。支店は法人格を有さず、その民事責任は会社が負う。

第 14 条 会社は他の企業に投資することができる。法律規定により会社が投資先企業の債務の連帯責任を負う出資者となつてはならない場合、その規定に従う。

第 15 条 会社が他の企業に投資する、或いは他人に担保を提供する場合、定款規定に従い、董事会或いは株主会が決議する。定款に投資或いは担保総額及び単独投資或いは担保金額についての限度額規定がある場合、規定される限度額を超えてはならない。

会社が会社の株主或いは実際支配者に担保を提供する場合、株主会決議を経る必要がある。

前項で規定される株主或いは前項で規定される実際支配者の支配を受ける株主は、前項で規定される事項の表決に参加してはならない。その表決は、会議出席の他の株主が保有する議決権の過半数にて採択される。

第 16 条 会社は従業員の合法權益を保護し、法に基づき従業員と労働契約を締結し、社会保険に加入し、労働保護を強化し、安全生産を実現する。

会社は、複数種類の形式にて、従業員の職業教育及び職位研修を強化させ、従業員の素養を高める。

第 17 条 会社従業員は「中国工会法」に基づき工会を組織して工会活動を展開し、従業員の合法權益を保護する。会社は自社の工会のために必要な活動条件を提供する。会社工会は、従業員を代表して従業員の労働報酬、業務時間、休憩休暇、労働安全衛生、保険福利等の事項について法に基づき会社と集団契約を締結する。

会社は、憲法及び関連法律規定に則り、従業員代表大会を基本形式とする民主管理制度を構築し、従業員



的重大问题、制定重要的规章制度时，应当听取公司工会的意见，并通过职工代表大会或者其他形式听取职工的意见和建议。

第十八条 在公司中，根据中国共产党章程的规定，设立中国共产党的组织，开展党的活动。公司应当为党组织的活动提供必要条件。

第十九条 公司从事经营活动，应当遵守法律法规，遵守社会公德、商业道德，诚实守信，接受政府和社会公众的监督。

第二十条 公司从事经营活动，应当充分考虑公司职工、消费者等利益相关者的利益以及生态环境保护等社会公共利益，承担社会责任。

国家鼓励公司参与社会公益活动，公布社会责任报告。

第二十一条 公司股东应当遵守法律、行政法规和公司章程，依法行使股东权利，不得滥用股东权利损害公司或者其他股东的利益。

公司股东滥用股东权利给公司或者其他股东造成损失的，应当承担赔偿责任。

第二十二条 公司的控股股东、实际控制人、董事、监事、高级管理人员不得利用关联关系损害公司利益。

违反前款规定，给公司造成损失的，应当承担赔偿责任。

第二十三条 公司股东滥用公司法人独立地位和股东有限责任，逃避债务，严重损害公司债权人利益的，应当对公司债务承担连带责任。

股东利用其控制的两个以上公司实施前款规定行为的，各公司应当对任一公司的债务承担连带责任。

只有一个股东的公司，股东不能证明公司财产独立于股东自己的财产的，应当对公司债务承担连带责任。

第二十四条 公司股东会、董事会、监事会召开会议和

代表大会や他の形式を通じて、民主管理を実行する。会社は制度改正、解散、破産申請及び経営面の重大問題について検討したり・重要な規則制度を制定したりする場合、会社工会から意見聴取し、併せて従業員代表大会または他の形式を通じて従業員の意見やアドバイスを聴取しなければならない。

第 18 条 会社内では、中国共産党規定に基づき、中国共産党組織を設定し党の活動を展開する。会社は党組織活動のための必要条件を提供する。

第 19 条 会社が経営活動に従事する際は、法律法規、社会公德、商業道德を遵守し、誠実に信頼を守り、政府や社会の監督を受けなければならない。

第 20 条 会社が経営活動に従事する際は、従業員、消費者等の利害関係者の利益及び生態環境保護等の社会公共利益を十分に考慮して社会責任を負う。国は会社の社会公益活動への参与及び社会責任報告の公布を奨励する。

第 21 条 会社の株主は、法律、行政法規、会社定款を遵守し、法に則って株主権利を行使するべきであり、株主権利を乱用して会社や他の株主の利益を損ねてはならない。会社の株主は、株主権利の乱用で会社や他の株主に損害をもたらした場合、その賠償責任を負う。

第 22 条 会社の株式支配株主、実際支配者、董事、監事及び高級管理者は、関連関係を利用して会社の利益を損なってはならない。前項の規定に違反し、会社に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

第 23 条 会社の株主が、会社法人の独立的地位や株主有限責任を乱用して債務回避をして、会社債権者の利益を嚴重に損なった場合、株主は会社債務お連帯責任を負う。株主が支配する 2 つ以上の会社を利用して前項規定の行為を実施した場合、各会社がどちらか 1 つの会社債務の連帯責任を負う。株主が 1 名だけの会社で、株主が会社の財産が株主自身の財産から独立していると証明できない場合、会社債務について連帯責任を負う。

第 24 条 会社の株主会、董事会及び監事会による会



表决可以采用电子通信方式，公司章程另有规定的除外。

第二十五条 公司股东会、董事会的决议内容违反法律、行政法规的无效。

第二十六条 公司股东会、董事会的会议召集程序、表决方式违反法律、行政法规或者公司章程，或者决议内容违反公司章程的，股东自决议作出之日起六十日内，可以请求人民法院撤销。但是，股东会、董事会的会议召集程序或者表决方式仅有轻微瑕疵，对决议未产生实质影响的除外。

未被通知参加股东会会议的股东自知道或者应当知道股东会决议作出之日起六十日内，可以请求人民法院撤销；自决议作出之日起一年内没有行使撤销权的，撤销权消灭。

第二十七条 有下列情形之一的，公司股东会、董事会的决议不成立：

- (一) 未召开股东会、董事会会议作出决议；
- (二) 股东会、董事会会议未对决议事项进行表决；
- (三) 出席会议的人数或者所持表决权数未达到本法或者公司章程规定的人数或者所持表决权数；
- (四) 同意决议事项的人数或者所持表决权数未达到本法或者公司章程规定的人数或者所持表决权数。

第二十八条 公司股东会、董事会决议被人民法院宣告无效、撤销或者确认不成立的，公司应当向公司登记机关申请撤销根据该决议已办理的登记。

股东会、董事会决议被人民法院宣告无效、撤销或者确认不成立的，公司根据该决议与善意相对人形成的民事法律关系不受影响。

第二章 公司登记

第二十九条 设立公司，应当依法向公司登记机关申请设立登记。

議招集及び表决は電子通信方式を採用できる。しかし会社定款に別途規定がある場合を除く。

第 25 条 会社の株主会、董事会の決議内容が法律、行政法規に違反する場合は無効となる。

第 26 条 会社の株主会、董事会の招集開催プロセス、評決方式が法律、行政法規或いは定款に違反している、或いは表决内容が定款に違反する場合、株主は決議日から 60 日以内に、人民法院に対し取消を請求できる。しかし、株主会或いは董事会の招集開催プロセス或いは表决方式に軽微な瑕疵があるだけで、決議への実質的影響が生じていない場合を除く。株主会会議への参加通知を受けていなかった株主は、株主会決議開催を知った日或いは知るべき日から 60 日以内において、人民法院へ取消を請求できる。決議日から 1 年以内に取消権を行使しなかった場合、取消権は消滅する。

第 27 条 次の状況の 1 つがある場合、会社の株主会、董事会の決議は成立しない。

- (一) 株主会、董事会の会議を招集開催せずに決議をした。
- (二) 株主会、董事会の会議が決議事項について表决をしていない。
- (三) 会議出席人数或いは議決権保有数が本法或いは会社定款の規定人数、議決権保有数に達していない。
- (四) 決議事項への同意人数或いは議決権保有数が本法或いは会社定款規定の人数或いは議決権保有数に達していない。

第 28 条 会社の株主会、董事会の決議が人民法院に無効宣告された、取消された、或いは不成立が確認された場合、会社は会社登記機関へ当該決議に基づきすでに手続されている登記を取消すよう申請しなければならない。

株主会、董事会の決議が人民法院より無効を宣告された、取消された、或いは不成立が確認された場合、会社が当該決議に基づき悪意のない第三者と形成した民事法律関係は影響を受けない。

第 2 章 会社登記

第 29 条 会社の設立は、法に則り会社登記機関へ設立登記を申請しなければならない。



法律、行政法规规定设立公司必须报经批准的，应当在公司登记前依法办理批准手续。

第三十条 申请设立公司，应当提交设立登记申请书、公司章程等文件，提交的相关材料应当真实、合法和有效。

申请材料不齐全或者不符合法定形式的，公司登记机关应当一次性告知需要补正的材料。

第三十一条 申请设立公司，符合本法规定的设立条件的，由公司登记机关分别登记为有限责任公司或者股份有限公司；不符合本法规定的设立条件的，不得登记为有限责任公司或者股份有限公司。

第三十二条 公司登记事项包括：

- (一) 名称；
- (二) 住所；
- (三) 注册资本；
- (四) 经营范围；
- (五) 法定代表人的姓名；
- (六) 有限责任公司股东、股份有限公司发起人的姓名或者名称。

公司登记机关应当将前款规定的公司登记事项通过国家企业信用信息公示系统向社会公示。

第三十三条 依法设立的公司，由公司登记机关发给公司营业执照。公司营业执照签发日期为公司成立日期。

公司营业执照应当载明公司的名称、住所、注册资本、经营范围、法定代表人姓名等事项。

公司登记机关可以发给电子营业执照。电子营业执照与纸质营业执照具有同等法律效力。

第三十四条 公司登记事项发生变更的，应当依法办理变更登记。

公司登记事项未经登记或者未经变更登记，不得对抗善意相对人。

第三十五条 公司申请变更登记，应当向公司登记机关提交公司法定代表人签署的变更登记申请书、依法

法律、行政法规の規定にて会社設立が必ず報告・批准が必要な場合、会社登記前に法に則り批准手続をしなければならない。

第30条 会社設立の申請は、設立登記申請書、会社定款等の文書を提出し、提出する関連資料は、真実、合法かつ有効でなければならない。

申請資料が揃っていない、或いは法定形式に適合していない場合、会社登記機関は補正が必要な資料を一括して告知しなければならない。

第31条 会社設立の申請が本法規定の設立条件に適合する場合、会社登記機関がそれぞれ有限責任会社或いは株式会社として登記する。本法規定の設立条件に適合しない場合、有限責任会社或いは株式会社として登記してはならない。

第32条 会社登記事項には以下のものが含まれる。

- (一) 名称
- (二) 住所
- (三) 登録資本
- (四) 経営範囲
- (五) 法定代表者氏名
- (六) 有限責任会社の株主、株式有限会社の発起人の氏名或いは名称

会社登記機関は、前項規定の企業登記事項を国家企業信用情報公示システムにて社会公示しなければならない。

第33条 法に則り設立される会社には、会社登記機関が会社営業許可証を発給する。会社営業許可証の発行日を会社成立日とする。

会社営業許可証には、会社名称、住所、登録資本、経営範囲、法定代表者氏名等の事項を記載する。

会社登記機関は、電子営業許可証を発給できる。電子営業許可証と紙媒体の営業許可証は同等の法的効力を有する。

第34条 会社登記事項に変更が発生した場合、法により変更登記を手続しなければならない。

会社登記事項が登記を経ていない或いは変更登記を経ていない場合、悪意のない第三者に対抗してはならない。

第35条 会社の変更登記申請は、会社登記機関へ会社の法定代表者が署名した変更登記申請書、法に基



作出的变更决议或者决定等文件。

公司变更登记事项涉及修改公司章程的，应当提交修改后的公司章程。

公司变更法定代表人的，变更登记申请书由变更后的法定代表人签署。

第三十六条 公司营业执照记载的事项发生变更的，公司办理变更登记后，由公司登记机关换发营业执照。

第三十七条 公司因解散、被宣告破产或者其他法定事由需要终止的，应当依法向公司登记机关申请注销登记，由公司登记机关公告公司终止。

第三十八条 公司设立分公司，应当向公司登记机关申请登记，领取营业执照。

第三十九条 虚报注册资本、提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实取得公司设立登记的，公司登记机关应当依照法律、行政法规的规定予以撤销。

第四十条 公司应当按照规定通过国家企业信用信息公示系统公示下列事项：

(一) 有限责任公司股东认缴和实缴的出资额、出资方式和出资日期，股份有限公司发起人认购的股份数；

(二) 有限责任公司股东、股份有限公司发起人的股权、股份变更信息；

(三) 行政许可取得、变更、注销等信息；

(四) 法律、行政法规规定的其他信息。

公司应当确保前款公示信息真实、准确、完整。

第四十一条 公司登记机关应当优化公司登记办理流程，提高公司登记效率，加强信息化建设，推行网上办理等便捷方式，提升公司登记便利化水平。

国务院市场监督管理部门根据本法和有关法律、行政法规的规定，制定公司登记注册的具体办法。

第三章 有限责任公司的设立和组织机构

づき作られた変更決議或いは決定等の文書を提出しなければならない。

会社の変更登記事項が定款変更にかかわる場合、変更後の会社定款を提出しなければならない。

会社が法定代表者を変更する場合、変更登記申請書には変更後の法定代表者が署名する。

第36条 会社営業許可証の記載事項に変更が生じた場合、会社による変更登記手続後に、会社登記機関が営業許可証を交換発行する。

第37条 会社を解散、破産宣告やその他の法定事由により終止する必要がある場合、法に則り会社登記機関へ抹消登記を申請する。会社登記機関は会社終止を公告する。

第38条 会社が支店を設立する場合、会社登記機関へ登記を申請し、営業許可証を受領する。

第39条 登録資本の虚偽報告、虚偽資料の提出、或いはその他の詐欺手段で重要事実を隠蔽して会社設立登記を取得した場合、会社登記機関は法律・行政法規規定に基づき取消をしなければならない。

第40条 会社は規定に則り国家企業信用信息公示システムにて次の事項を公示しなければならない。

(一) 有限責任会社の株主が払込みを引き受けて払込済である出资额、出资方式及び出资日期、株式有限会社の発起人が購入を引き受けた株式数

(二) 有限責任会社の株主、株式有限会社の発起人の出資持分、株式の変更情報

(三) 行政许可の取得、変更、抹消等の情報

(四) 法律及び行政法規が規定するその他情報

会社は前項の公示情報の真实性、正確性、完全性を確保しなければならない。

第41条 会社登記機関は会社登記取扱フローを最適化し、会社登記効率を高め、情報化建設を強化し、オンライン手続き等の利便性を推進し、会社登記の利便性レベルを向上させなければならない。

国务院の市场监督管理部門は本法並びに関連法律及び行政法規の規定に則り、会社登記登録の詳細弁法を制定する。

第3章 有限責任会社の設立と組織機構

第一节 设立

第四十二条 有限责任公司由一个以上五十个以下股东出资设立。

第四十三条 有限责任公司设立时的股东可以签订设立协议，明确各自在公司设立过程中的权利和义务。

第四十四条 有限责任公司设立时的股东为设立公司从事的民事活动，其法律后果由公司承受。

公司未成立的，其法律后果由公司设立时的股东承受；设立时的股东为二人以上的，享有连带债权，承担连带债务。

设立时的股东为设立公司以自己的名义从事民事活动产生的民事责任，第三人有权选择请求公司或者公司设立时的股东承担。

设立时的股东因履行公司设立职责造成他人损害的，公司或者无过错的股东承担赔偿责任后，可以向有过错的股东追偿。

第四十五条 设立有限责任公司，应当由股东共同制定公司章程。

第四十六条 有限责任公司章程应当载明下列事项：

- (一) 公司名称和住所；
- (二) 公司经营范围；
- (三) 公司注册资本；
- (四) 股东的姓名或者名称；
- (五) 股东的出资额、出资方式 and 出资日期；
- (六) 公司的机构及其产生办法、职权、议事规则；
- (七) 公司法定代表人的产生、变更办法；
- (八) 股东会认为需要规定的其他事项。

股东应当在公司章程上签名或者盖章。

第四十七条 有限责任公司的注册资本为在公司登记机关登记的全体股东认缴的出资额。全体股东认缴的出资额由股东按照公司章程的规定自公司成立之日起五年内缴足。

法律、行政法规以及国务院决定对有限责任公司注册资本实缴、注册资本最低限额、股东出资期限另有规定的，从其规定。

第1節 設立

第42条 有限責任会社は1名以上50名以下の株主の出資にて設立する。

第43条 有限責任会社設立時の株主は、設立合意を締結し、会社設立過程の各自の権利と義務を明確にできる。

第44条 有限責任会社設立時の株主が会社設立のため従事する民事活動の法律結果は会社が負う。

会社が未成立の場合、法律結果は会社設立時の株主が負う。設立時の株主が2名以上の場合、連帯債権を有し、連帯債務を負う。

設立時の株主が会社設立のために自己名義で民事活動に従事して生じた民事責任は、第三者が会社或いは会社設立時の株主に請求を選択する権利を持つ。

設立時の株主が会社設立にかかる職責を履行したことで他人に損害を与えた場合、会社或いは過失のない株主が賠償責任を負った後で、過失のあった株主に賠償請求することができる。

第45条 有限責任会社の設立では、株主が共同で会社定款を制定しなければならない。

第46条 有限責任会社の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- (一) 会社の名称及び住所
- (二) 会社の経営範囲
- (三) 会社の登録資本
- (四) 株主の氏名或いは名称
- (五) 株主の出资额、出资方式及び出资日期
- (六) 会社の機構と成立方法、職権及び議事規則
- (七) 会社の法定代表者の選出、変更方法
- (八) 株主会で必要と認められたその他事項

株主は会社定款に署名或いは押印しなければならない。

第47条 有限責任会社の登録資本は、会社登記機関へ登記した株主全体が払込みを引き受けた出资额とする。株主全体が払込みを引き受けた出资额は、会社成立日から5年以内に株主が会社定款の規定に従って満額を払い込む。

法律、行政法規及び国务院の決定にて、有限責任会社の登録資本の実払込み、登録資本最低限度額、株主の出资期限の別途規定がある場合、その規定に従う。



第四十八条 股东可以用货币出资,也可以用实物、知识产权、土地使用权、股权、债权等可以用货币估价并可以依法转让的非货币财产作价出资;但是,法律、行政法规规定不得作为出资的财产除外。

对作为出资的非货币财产应当评估作价,核实财产,不得高估或者低估作价。法律、行政法规对评估作价有规定的,从其规定。

第四十九条 股东应当按期足额缴纳公司章程规定的各自所认缴的出资额。

股东以货币出资的,应当将货币出资足额存入有限责任公司在银行开设的账户;以非货币财产出资的,应当依法办理其财产权的转移手续。

股东未按期足额缴纳出资的,除应当向公司足额缴纳外,还应当对给公司造成的损失承担赔偿责任。

第五十条 有限责任公司设立时,股东未按照公司章程规定实际缴纳出资,或者实际出资的非货币财产的实际价额显著低于所认缴的出资额的,设立时的其他股东与该股东在出资不足的范围内承担连带责任。

第五十一条 有限责任公司成立后,董事会应当对股东的出资情况进行核查,发现股东未按期足额缴纳公司章程规定的出资的,应当由公司向该股东发出书面催缴书,催缴出资。

未及时履行前款规定的义务,给公司造成损失的,负有责任的董事应当承担赔偿责任。

第五十二条 股东未按照公司章程规定的出资日期缴纳出资,公司依照前条第一款规定发出书面催缴书催缴出资的,可以载明缴纳出资的宽限期;宽限期自公司发出催缴书之日起,不得少于六十日。宽限期届满,股东仍未履行出资义务的,公司经董事会决议可以向该股东发出失权通知,通知应当以书面形式发出。自通知

第 48 条 株主は貨幣での出資ができ、また現物、知的財産権、土地使用権、出資持分、債権等の、貨幣で価額評価ができ、法的に譲渡ができる非貨幣財産を用いて価額決定して出資することもできる。しかし、法律、行政法規規定により出資としてはならない財産を除く。

出資とする非貨幣財産については、評価して価額決定し、財産の事実確認を経なければならず、高く或いは低く評価して価額決定してはならない。法律、行政法規において評価での価額決定について規定がある場合は、その規定に従う。

第 49 条 株主は会社定款で規定される各自が払込みを引き受けた出資額を期限までに満額を払い込まなければならない。

株主が貨幣で出資する場合、貨幣出資を有限責任会社が銀行に開設した口座に満額預け入れる。非貨幣財産で出資する場合、法に則り財産権の移転手続をする。

株主が期限までに満額の出資を払い込んでいない場合、会社に対して満額を払い込むだけでなく、会社に与えた損失の賠償責任を負う。

第 50 条 有限責任会社の設立時、株主が会社定款規定どおり出資を実際に払い込まない、或いは実際に出資した非貨幣財産の実価額が払込みを引き受けた出資額を著しく下回る場合、設立時の他の株主及び当該株主は出資の不足範囲内において連帯責任を負う。

第 51 条 有限責任会社の成立後に、董事会は株主の出資状況について調査をしなければならず、株主が期限までに満額で会社定款にて規定される出資を払い込んでいないことが発見された場合、会社はその株主に対して書面の払込催告書を出し、出資の払込みを催告する。

前項で規定される義務を適時履行せず、会社に損失を与えた場合、責任を負う董事が賠償責任を負わなければならない。

第 52 条 株主が会社定款で規定される出資日どおりに出資を払い込まず、会社が前条第 1 項の規定に則り書面の払込催告書を出して出資払込みを催告する場合、出資払込みの猶予期間を記載できる。猶予期間は会社が払込催告書を出した日から 60 日を下回ってはならない。猶予期間が満了しても株主が出資の義



发出之日起，该股东丧失其未缴纳出资的股权。

依照前款规定丧失的股权应当依法转让，或者相应减少注册资本并注销该股权；六个月内未转让或者注销的，由公司其他股东按照其出资比例足额缴纳相应出资。

股东对失权有异议的，应当自接到失权通知之日起三十日内，向人民法院提起诉讼。

第五十三条 公司成立后，股东不得抽逃出资。

违反前款规定的，股东应当返还抽逃的出资；给公司造成损失的，负有责任的董事、监事、高级管理人员应当与该股东承担连带赔偿责任。

第五十四条 公司不能清偿到期债务的，公司或者已到期债权的债权人有权要求已认缴出资但未届出资期限的股东提前缴纳出资。

第五十五条 有限责任公司成立后，应当向股东签发出资证明书，记载下列事项：

- (一) 公司名称；
- (二) 公司成立日期；
- (三) 公司注册资本；
- (四) 股东的姓名或者名称、认缴和实缴的出资额、出资方式及出资日期；
- (五) 出资证明书的编号和核发日期。

出资证明书由法定代表人签名，并由公司盖章。

第五十六条 有限责任公司应当置备股东名册，记载下列事项：

- (一) 股东的姓名或者名称及住所；
- (二) 股东认缴和实缴的出资额、出资方式及出资日期；
- (三) 出资证明书编号；
- (四) 取得和丧失股东资格的日期。

记载于股东名册的股东，可以依股东名册主张行使股东权利。

務を履行しない場合、会社は董事会決議を経てその株主に対して失権通知を出すことができる。通知は書面で行わなければならない。通知が出された日から、その株主は自身が出資を払い込んでいない出資持分を喪失する。

前項の規定により喪失した出資持分は、法に基づき譲渡或いは相応する登録資本を減少させ、当該出資持分を抹消しなければならない。6か月以内に譲渡或いは抹消していない場合、会社の他の株主がその出資比率に従い相応する出資を満額払い込む。

株主が失権に対し異議を有する場合、失権通知を受領した日から30日以内に、人民法院に対し訴えを提起しなければならない。

第53条 会社の成立後、株主は出資を隠れて持ち出してはならない。

前項の規定に違反した場合、株主は隠れて持ち出した出資を返還しなければならない。会社に損失を与えた場合は責任を負う董事、監事及び高級管理者が、株主と連帯賠償責任を負う。

第54条 会社が期限を迎えた債務の返済ができない場合、会社或いは既に期限を迎えている債権の債権者が、既に出資の払込みを引き受けているがまだ出資期限が来ていない株主に対して出資を前倒しして払い込むよう要求する権利を有する。

第55条 有限責任会社は成立後、株主へ出資証明書を発行する。次の事項を記載する。

- (一) 会社名称
- (二) 会社成立日
- (三) 会社の登録資本
- (四) 株主の氏名或いは名称、払込みを引き受けた及び払込済の出資額、出资方式及び出资日期
- (五) 出資証明書の番号及び発行日

出資証明書は法定代表者が署名し会社が押印する。

第56条 有限責任会社は株主名簿を備え置き、次の事項を記載する。

- (一) 株主の氏名或いは名称及び住所
- (二) 株主が払込みを引き受けた、及び払込済の出資額、出资方式及び出资日期
- (三) 出資証明書の番号
- (四) 株主資格の取得及び喪失日

株主名簿に記載された株主は、株主名簿をもとに株主権利の行使を主張できる。

第五十七条 股东有权查阅、复制公司章程、股东名册、股东会会议记录、董事会会议决议、监事会会议决议和财务会计报告。

股东可以要求查阅公司会计账簿、会计凭证。股东要求查阅公司会计账簿、会计凭证的，应当向公司提出书面请求，说明目的。公司有合理根据认为股东查阅会计账簿、会计凭证有不正当目的，可能损害公司合法利益的，可以拒绝提供查阅，并应当自股东提出书面请求之日起十五日内书面答复股东并说明理由。公司拒绝提供查阅的，股东可以向人民法院提起诉讼。

股东查阅前款规定的材料，可以委托会计师事务所、律师事务所等中介机构进行。

股东及其委托的会计师事务所、律师事务所等中介机构查阅、复制有关材料，应当遵守有关保护国家秘密、商业秘密、个人隐私、个人信息等法律、行政法规的规定。

股东要求查阅、复制公司全资子公司相关材料的，适用前四款的规定。

第二节 组织机构

第五十八条 有限责任公司股东会由全体股东组成。股东会是公司的权力机构，依照本法行使职权。

第五十九条 股东会行使下列职权：

- (一) 选举和更换董事、监事，决定有关董事、监事的报酬事项；
- (二) 审议批准董事会的报告；
- (三) 审议批准监事会的报告；
- (四) 审议批准公司的利润分配方案和弥补亏损方案；
- (五) 对公司增加或者减少注册资本作出决议；
- (六) 对发行公司债券作出决议；
- (七) 对公司合并、分立、解散、清算或者变更公司形式作出决议；
- (八) 修改公司章程；
- (九) 公司章程规定的其他职权。

股东会可以授权董事会对发行公司债券作出决

第 57 条 株主は会社定款、株主名簿、株式会会議記録、董事会會議決議、監事会會議決議及び財務會計報告を調査閲覧及び複製する権利を有する。

株主は会社の会計帳簿、会計証憑の調査閲覧を要求できる。株主が会社の会計帳簿、会計証憑の調査閲覧を要求する場合、会社へ書面で請求を提出し、目的を説明しなければならない。会社は株主が会計帳簿、会計証憑を調査閲覧するのに不当な目的があり、会社の合法的利益を損なうおそれがあるとの合理的根拠を有する場合、調査閲覧の提供を拒絶でき、また株主が書面で請求を提出した日から 15 日以内に書面で株主に回答し、理由を説明しなければならない。会社が調査閲覧の提供を拒絶した場合、株主は人民法院に対し訴えを提起できる。

株主は前項で規定される資料を調査閲覧するにあたり、会計士事務所、弁護士事務所等の仲介機構に委託して実施させることができる。

株主及び委託された会計士事務所、弁護士事務所等の仲介機構は、関係資料を調査閲覧したり複製したりするにあたり、国家秘密、商業秘密、個人情報、個人プライバシー、個人情報等の保護に関する法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。

株主が会社の全出資子会社の関連資料の調査閲覧或いは複製を要求する場合、前四項の規定を適用する。

第 2 節 組織機構

第 58 条 有限責任会社の株主会は株主全体で構成される。株主会は会社の権力機構であり、本法に基づき職権を行使する。

第 59 条 株主会は次の職権を行使する。

- (一) 董事と監事の選挙及び交代、董事・監事の報酬に関する事項の決定。
- (二) 董事会の報告の審議承認。
- (三) 監事会の報告の審議承認。
- (四) 会社の利益分配案及び欠損補填案の審議承認。
- (五) 会社に対する登録資本の増加或いは減少についての決議。
- (六) 社債発行についての決議。
- (七) 会社の合併、分割、解散、清算或いは会社形態変更についての決議。
- (八) 会社の定款の修正
- (九) 会社の定款で規定されるその他の職権

议。

对本条第一款所列事项股东以书面形式一致表示同意的，可以不召开股东会会议，直接作出决定，并由全体股东在决定文件上签名或者盖章。

第六十条 只有一个股东的有限责任公司不设股东会。股东作出前条第一款所列事项的决定时，应当采用书面形式，并由股东签名或者盖章后置备于公司。

第六十一条 首次股东会会议由出资最多的股东召集和主持，依照本法规定行使职权。

第六十二条 股东会会议分为定期会议和临时会议。

定期会议应当按照公司章程的规定按时召开。代表十分之一以上表决权的股东、三分之一以上的董事或者监事会提议召开临时会议的，应当召开临时会议。

第六十三条 股东会会议由董事会召集，董事长主持；董事长不能履行职务或者不履行职务的，由副董事长主持；副董事长不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的董事共同推举一名董事主持。

董事会不能履行或者不履行召集股东会会议职责的，由监事会召集和主持；监事会不召集和主持的，代表十分之一以上表决权的股东可以自行召集和主持。

第六十四条 召开股东会会议，应当于会议召开十五日前通知全体股东；但是，公司章程另有规定或者全体股东另有约定的除外。

股东会应当对所议事项的决定作成会议记录，出席会议的股东应当在会议记录上签名或者盖章。

第六十五条 股东会会议由股东按照出资比例行使表决权；但是，公司章程另有规定的除外。

株主会は、董事会に授權して社債発行について決議させることができる。

本条第1項で列記される事項は、株主が書面で一致同意の旨を示した場合、株主会会議を招集開催せず、直接決定でき、株主全体が決定文書に署名或いは押印する。

第60条 株主が1名のみの有限責任会社は株主会を置かない。株主が前条第1項の列記事項の決定をする際は書面形式を採用して、株主が署名或いは押印した後に会社に備え置く。

第61条 初回の株主会会議は出資が最も多い株主が招集及び主宰し、本法規定に照らして職権を行使する。

第62条 株主会会議は定期会議及び臨時会議に分かれる。定期会議は、会社定款規定に従い期限どおりに招集開催しなければならない。10分の1以上の表決権の株主、3分の1以上の董事或いは監事会が臨時会議の招集開催を提起した場合、臨時会議を招集開催しなければならない。

第63条 株主会会議は董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が職務履行できない、或いは職務を履行しない場合は副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行できない、或いは職務を履行しない場合、過半数の董事が共同で1名の董事を推薦して主宰させる。

董事会が株主会会議招集の職責を履行できない、或いは履行しない場合、監事会が招集して主宰する。監事会が招集しない、また主宰しない場合は10分の1以上の議決権株主が自ら招集及び主宰できる。

第64条 株主会会議の招集開催は、会議招集開催の15日前までに株主全体に通知しなければならない。しかし、会社定款に別途規定がある、或いは株主全体に別途約定がある場合を除く。

株主会は、審議事項の決定について会議記録を作成しなければならない。会議に出席した株主は、会議記録に署名或いは押印する。

第65条 株主会会議は、株主が出資比率に従って議決権を行使する。しかし、会社定款に別途規定がある場合を除く。



第六十六条 股东大会的议事方式和表决程序，除本法有规定的外，由公司章程规定。

股东会作出决议，应当经代表过半数表决权的股东通过。

股东会作出修改公司章程、增加或者减少注册资本的决议，以及公司合并、分立、解散或者变更公司形式的决议，应当经代表三分之二以上表决权的股东通过。

第六十七条 有限责任公司设董事会，本法第七十五条另有规定的除外。

董事会行使下列职权：

- (一) 召集股东会会议，并向股东会报告工作；
 - (二) 执行股东大会的决议；
 - (三) 决定公司的经营计划和投资方案；
 - (四) 制订公司的利润分配方案和弥补亏损方案；
 - (五) 制订公司增加或者减少注册资本以及发行公司债券的方案；
 - (六) 制订公司合并、分立、解散或者变更公司形式的方案；
 - (七) 决定公司内部管理机构的设置；
 - (八) 决定聘任或者解聘公司经理及其报酬事项，并根据经理的提名决定聘任或者解聘公司副经理、财务负责人及其报酬事项；
 - (九) 制定公司的基本管理制度；
 - (十) 公司章程规定或者股东会授予的其他职权。
- 公司章程对董事会职权的限制不得对抗善意相对人。

第六十八条 有限责任公司董事会成员为三人以上，其成员中可以有公司职工代表。职工人数三百人以上的有限责任公司，除依法设监事会并有公司职工代表的外，其董事会成员中应当有公司职工代表。董事会中的职工代表由公司职工通过职工代表大会、职工大会或者其他形式民主选举产生。

董事会设董事长一人，可以设副董事长。董事长、副董事长的产生办法由公司章程规定。

第 66 条 株主会の議事方式及び表決手続は、本法に規定がある場合を除き、会社定款が定める。

株主会は、決議を出すにあたり、過半数の議決権株主による採択を経なければならない。

株主会にて、会社定款の変更及び登録資本の増加或いは減少の決議、会社の合併、分割若しくは解散或いは会社形態変更の決議をする場合、3分の2以上の議決権株主による採択を経なければならない。

第 67 条 有限責任会社は董事会を置くが、第 75 条に別途規定がある場合を除く。

董事会は以下の職権を行使する。

- (一) 株主会会議を招集して、株主会に対して業務を報告する。
- (二) 株主会の決議を執行する。
- (三) 会社の経営計画及び投資案を決定する。
- (四) 会社の利益分配案及び欠損補填案を立案する。
- (五) 会社の登録資本の増加或いは減少及び社債発行案を立案する。
- (六) 会社の合併、分割、解散或いは会社形態変更の案を立案する。
- (七) 会社の内部管理機構の設置を決定する。
- (八) 会社の総経理の選任或いは解任及びその報酬にかかる事項の決定。加えて、総経理の指名に基づく会社の副総経理及び財務責任者の選任或いは解任及びその報酬にかかる事項の決定。
- (九) 会社の基本的管理制度を制定する。
- (十) 会社定款に規定される、或いは株主会が付与するその他の職権会社定款による董事会の職権に対する制限は、悪意のない第三者に対抗してはならない。

第 68 条 有限責任会社の董事会の構成員は 3 名以上とし、構成員の中から会社従業員代表を持つことができる。法に基づき監事会を置き、また会社従業員代表を有する場合を除いて、従業員人数 300 名以上の有限責任会社は、董事会の構成員の中に会社従業員代表を有さなければならない。董事会の中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会、その他の形式を通じて民主的にこれを選挙して選出する。

董事会は董事長 1 名を置き、副董事長を置くことができる。董事長及び副董事長の選出方法は、会社定款より定める。



第六十九条 有限责任公司可以按照公司章程的规定在董事会中设置由董事组成的审计委员会，行使本法规定的监事会的职权，不设监事会或者监事。公司董事会成员中的职工代表可以成为审计委员会成员。

第七十条 董事任期由公司章程规定，但每届任期不得超过三年。董事任期届满，连选可以连任。

董事任期届满未及时改选，或者董事在任期内辞任导致董事会成员低于法定人数的，在改选出的董事就任前，原董事仍应当依照法律、行政法规和公司章程的规定，履行董事职务。

董事辞任的，应当以书面形式通知公司，公司收到通知之日辞任生效，但存在前款规定情形的，董事应当继续履行职务。

第七十一条 股东会可以决议解任董事，决议作出之日解任生效。

无正当理由，在任期届满前解任董事的，该董事可以要求公司予以赔偿。

第七十二条 董事会会议由董事长召集和主持；董事长不能履行职务或者不履行职务的，由副董事长召集和主持；副董事长不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的董事共同推举一名董事召集和主持。

第七十三条 董事会的议事方式和表决程序，除本法有规定的外，由公司章程规定。

董事会会议应当有过半数的董事出席方可举行。董事会作出决议，应当经全体董事的过半数通过。

董事会决议的表决，应当一人一票。

董事会应当对所议事项的决定作成会议记录，出席会议的董事应当在会议记录上签名。

第七十四条 有限责任公司可以设经理，由董事会决定聘任或者解聘。

经理对董事会负责，根据公司章程的规定或者董事会的授权行使职权。经理列席董事会会议。

第 69 条 有限責任会社は、会社の定款規定に従って、董事会に董事から構成される監査委員会を置き、本法で規定される監事会の職権を行使させ、監事会或いは監事を置かないこともできる。会社董事会の構成員の中の従業員代表は、監査委員会の構成員となることができる。

第 70 条 董事の任期は会社定款にて定める。しかし各任期は、3 年を超えてはならない。董事の任期が満了した際、再選されれば再任することができる。

董事の任期が満了したが適時改選しない、或いは董事が任期内に辞任して董事会の構成員が法定人数を下回った場合、改選して選出された董事が就任するまでは、もとの董事が法律、行散法規、会社定款規定に基づき董事としての職務を履行する。

董事が辞任する場合、書面で会社に通知しなければならず、会社が通知を受領した日に辞任の効力が生ずる。しかし、前項規定の事由が存在する場合、董事は、継続して職務を履行しなければならない。

第 71 条 株主会は董事の解任を決議でき、決議がなされた日から解任の効力が生ずる。

正当な理由なく任期満了前に董事を解任する場合、その董事は賠償を会社に要求できる。

第 72 条 董事会会議は、董事長が招集、主宰する。董事長が職務を履行できない、或いは職務を履行しない場合、副董事長が招集し、主宰する。副董事長が職務を履行できない、或いは職務を履行しない場合、過半数の董事が共同で 1 名の董事を推薦して招集、主宰させる。

第 73 条 董事会の議事方式及び議決手続は、本法に規定がある場合を除いて会社定款で規定する。

董事会會議は過半数の董事が出席した場合に開催できる。董事会は決議にあたり、董事全体の過半数の採択を経なければならない。

董事会決議の表決は 1 人 1 票としなければならない。董事会は審議事項の決定に関して會議記録を作成し、會議に出席した董事は會議記録に署名しなければならない。

第 74 条 有限責任会社は總經理を置くことができ、董事会が選任或いは解任を決定する。

總經理は董事会に対して責任を負い、会社定款の規定或いは董事会の授權に基づき職権を行使する。総



第七十五条 规模较小或者股东人数较少的有限责任公司，可以不设董事会，设一名董事，行使本法规定的董事会的职权。该董事可以兼任公司经理。

第七十六条 有限责任公司设监事会，本法第六十九条、第八十三条另有规定的除外。

监事会成员为三人以上。监事会成员应当包括股东代表和适当比例的公司职工代表，其中职工代表的比例不得低于三分之一，具体比例由公司章程规定。监事会中的职工代表由公司职工通过职工代表大会、职工大会或者其他形式民主选举产生。

监事会设主席一人，由全体监事过半数选举产生。监事会主席召集和主持监事会会议；监事会主席不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的监事共同推举一名监事召集和主持监事会会议。

董事、高级管理人员不得兼任监事。

第七十七条 监事的任期每届为三年。监事任期届满，连选可以连任。

监事任期届满未及时改选，或者监事在任期内辞任导致监事会成员低于法定人数的，在改选出的监事就任前，原监事仍应当依照法律、行政法规和公司章程的规定，履行监事职务。

第七十八条 监事会行使下列职权：

(一) 检查公司财务；

(二) 对董事、高级管理人员执行职务的行为进行监督，对违反法律、行政法规、公司章程或者股东会决议的董事、高级管理人员提出解任的建议；

(三) 当董事、高级管理人员的行为损害公司的利益时，要求董事、高级管理人员予以纠正；

(四) 提议召开临时股东大会会议，在董事会不履行本法规定的召集和主持股东会会议职责时召集和主持股东会会议；

(五) 向股东会会议提出提案；

(六) 依照本法第一百八十九条的规定，对董事、高级管理人员提起诉讼；

经理是董事会会议に参席する。

第 75 条 規模が比較的小さい、或いは株主人数が比較的少ない有限責任会社は董事会を置かず、1名の董事を置いて、本法で規定される董事会職権を行使させられる。その董事は、会社の総経理を兼任できる。

第 76 条 有限責任会社は監事会を置く。しかし第 69 条及び第 83 条に別途規定がある場合を除く。

監事会の構成員は 3 名以上とする。監事会の構成員には株主の代表及び適切比率の会社従業員代表を含まなければならない、そのうち従業員代表の比率は 3 分の 1 を下回ってはならず、具体的な比率は会社定款で定める。監事会中、従業員代表は会社従業員が従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的にこれを選挙して選出する。

監事会には主席 1 名を置き、監事全体の過半数による選挙をして選出する。監事会主席は監事会会議を招集、主宰する。監事会主席が職務を履行できない、或いは職務を履行しない場合、過半数の監事が共同で 1 名の監事を推薦して監事会会議を招集、主宰させる。

董事及び高級管理者は監事を兼任してはならない。

第 77 条 監事の任期は毎期 3 年とする。監事の任期が満了した場合、再選されれば再任できる。

監事の任期が満了したが適時改選しない、或いは監事が任期内に辞任して監事会の構成員が法定人数を下回った場合、改選して選出された監事が就任するまで、もとの監事が法律、行政法規及び会社定款の規定に基づき、監事としての職務を履行しなければならない。

第 78 条 監事会は、次の職権を行使する。

(一) 会社の財務を検査する。

(二) 董事及び高級管理者による職務執行行為を監督し、法律、行政法規、会社定款、株主会決議に違反する董事及び高級管理者に解任建議を提出する。

(三) 董事、高級管理者の行為が会社の利益を損なった場合に董事、高級管理者に対して是正を要求する。

(四) 臨時株主会会議の招集開催を提起し、董事会が本法で規定される株主会会議の招集・主宰の職責を履行しない場合に、株主会会議を招集・主宰する。

(五) 株主会会議に対して提案を提出する。

(六) 第 189 条の規定に基づき董事、高級管理者



(七) 公司章程规定的其他职权。

第七十九条 监事可以列席董事会会议，并对董事会决议事项提出质询或者建议。

监事会发现公司经营情况异常，可以进行调查；必要时，可以聘请会计师事务所等协助其工作，费用由公司承担。

第八十条 监事会可以要求董事、高级管理人员提交执行职务的报告。

董事、高级管理人员应当如实向监事会提供有关情况和资料，不得妨碍监事会或者监事行使职权。

第八十一条 监事会每年度至少召开一次会议，监事可以提议召开临时监事会会议。

监事会的议事方式和表决程序，除本法有规定的外，由公司章程规定。

监事会决议应当经全体监事的过半数通过。

监事会决议的表决，应当一人一票。

监事会应当对所议事项的决定作成会议记录，出席会议的监事应当在会议记录上签名。

第八十二条 监事会行使职权所必需的费用，由公司承担。

第八十三条 规模较小或者股东人数较少的有限责任公司，可以不设监事会，设一名监事，行使本法规定的监事会的职权；经全体股东一致同意，也可以不设监事。

第四章 有限责任公司的股权转让

第八十四条 有限责任公司的股东之间可以相互转让其全部或者部分股权。

股东向股东以外的人转让股权的，应当将股权转让的数量、价格、支付方式和期限等事项书面通知其他股东，其他股东在同等条件下有优先购买权。股东自接到书面通知之日起三十日内未答复的，视为放弃优先购买权。两个以上股东行使优先购买权的，协商确定各自的购买比例；协商不成的，按照转让时各自的出资比

について訴えを提起する。

(七) 会社定款で規定されるその他の職権

第79条 監事は董事会会議に参席して、董事会決議事項について質問或いは建議を提出できる。

監事会は会社の経営状況に異常を発見した場合に調査ができる。必要な場合、会計士事務所等を招いて業務に協力させることができ、費用は会社が負担する。

第80条 監事会は職務執行の報告提出を董事及び高級警理者に要求できる。

董事及び高級管理者は、監事会に対して関連状況及び資料をありのまま提供しなければならず、監事会或いは監事による職権行使を妨害してはならない。

第81条 監事会は、各年度に最低1回の会議を招集開催する。監事は、臨時監事会会議の招集開催を提議できる。

監事会の議事方式及び表决手続は、本法に規定がある場合を除いて定款で定める。

監事会決議は監事全体の過半数の採択を経なければならない。

監事会決議の表决は、1人1票とする。

監事会は審議事項の決定について会議記録を作成しなければならず、会議に出席した監事は、会議記録に署名しなければならない。

第82条 監事会が職権行使に必要な費用は会社が負担する。

第83条 規模が比較的小さい、或いは株主人数が比較的少ない有限責任会社は、監事会を置かずに1名の監事を置き、本法で規定される監事会の職権を行使させることができる。株主全体の一致同意を経て、監事を置かないこともできる。

第4章 有限責任会社の持分譲渡

第84条 有限責任会社の株主間において、出資持分の全て或いは一部を相互譲渡ができる。

株主が株主以外の者へ出資持分を譲渡する場合、出資持分譲渡の数量、価格、支払方式及び期限等の事項を、書面で他の株主に通知しなければならない。他の株主は、同等の条件下において優先買取権を有する。株主が書面通知を受領した日から30日以内に回答しない場合、優先買取権を放棄したものとみなす。2名



例行使優先購買権。

公司章程对股权转让另有规定的，从其规定。

第八十五条 人民法院依照法律规定的强制执行程序转让股东的股权时，应当通知公司及全体股东，其他股东在同等条件下有优先购买权。其他股东自人民法院通知之日起满二十日不行使优先购买权的，视为放弃优先购买权。

第八十六条 股东转让股权的，应当书面通知公司，请求变更股东名册；需要办理变更登记的，并请求公司向公司登记机关办理变更登记。公司拒绝或者在合理期限内不予答复的，转让人、受让人可以依法向人民法院提起诉讼。

股权转让的，受让人自记载于股东名册时起可以向公司主张行使股东权利。

第八十七条 依照本法转让股权后，公司应当及时注销原股东的出资证明书，向新股东签发出资证明书，并相应修改公司章程和股东名册中有关股东及其出资额的记载。对公司章程的该项修改不需再由股东会表决。

第八十八条 股东转让已认缴出资但未届出资期限的股权的，由受让人承担缴纳该出资的义务；受让人未按期足额缴纳出资的，转让人对受让人未按期缴纳的出资承担补充责任。

未按照公司章程规定的出资日期缴纳出资或者作为出资的非货币财产的实际价额显著低于所认缴的出资额的股东转让股权的，转让人与受让人在出资不足的范围内承担连带责任；受让人不知道且不当知道存在上述情形的，由转让人承担责任。

以上の株主が優先買取権を行使する場合、各自の買取比率は協議して確定する。協議が滞った場合、譲渡時の各自の出資比率に従って優先買取権を行使する。

会社定款に出資持分の譲渡について別途規定がある場合はその規定に従う。

第85条 人民法院が法律規定の強制執行手続によって株主の出資持分を譲渡する場合、会社及び株主全体に通知しなければならない。他の株主は、同等の条件下において優先買取権を有する。他の株主が人民法院の通知日から20日が経過しても優先買取権を行使しない場合、優先買取権を放棄したものとみなす。

第86条 株主が出資持分を譲渡する場合、書面で会社に通知し、株主名簿の変更を求めなければならず、また変更登記手続の必要がある場合、会社登記機関に対し変更登記手続をするように会社に求めなければならない。会社が拒絶した、或いは合理的期間内に回答をしない場合、譲渡人及び譲受人は、法に則り人民法院に対し訴えを提起できる。

出資持分が譲渡された場合、譲受人は株主名簿に記載された時点から会社へ株主としての権利の行使を主張できる。

第87条 本法に照らして出資持分を譲渡した後は、会社は遅滞なくもとの株主の出資証明書を抹消し、新たな株主に対して出資証明書を発行し、また会社定款及び株主名簿内の関連株主及び出資額の記載を相応に変更しなければならない。会社定款の当該変更については再度株主会で表決する必要がない。

第88条 株主がすでに出資の払込みを引き受けているが出資期限が来ていない出資持分を譲渡する場合、譲受人がその出資を払い込む義務を負う。譲受人が期限どおり満額の出資を払い込まない場合、譲渡人は譲受人が期限どおりに払い込まなかった出資について補填責任を負う。

会社定款で規定される出資期日どおりに出資を払い込まない、或いは出資した非貨幣財産の実価額が払込みを引き受けた出資額を著しく下回った株主が出資持分を譲渡した場合、譲渡人及び譲受人は、出資の不足範囲内にて連帯責任を負う。譲受人が上記事由の存在を知らない、或いは知るべきでない場合、譲渡人が責任を負う。



第八十九条 有下列情形之一的，对股东会该项决议投反对票的股东可以请求公司按照合理的价格收购其股权：

- (一) 公司连续五年不向股东分配利润，而公司该五年连续盈利，并且符合本法规定的分配利润条件；
- (二) 公司合并、分立、转让主要财产；
- (三) 公司章程规定的营业期限届满或者章程规定的其他解散事由出现，股东会通过决议修改章程使公司存续。

自股东会决议作出之日起六十日内，股东与公司不能达成股权收购协议的，股东可以自股东会决议作出之日起九十日内向人民法院提起诉讼。

公司的控股股东滥用股东权利，严重损害公司或者其他股东利益的，其他股东有权请求公司按照合理的价格收购其股权。

公司因本条第一款、第三款规定的情形收购的公司股权，应当在六个月内依法转让或者注销。

第九十条 自然人股东死亡后，其合法继承人可以继承股东资格；但是，公司章程另有规定的除外。

第五章 股份有限公司的设立和组织机构

第一节 设立

第九十一条 设立股份有限公司，可以采取发起设立或者募集设立的方式。

发起设立，是指由发起人认购设立公司时应发行的全部股份而设立公司。

募集设立，是指由发起人认购设立公司时应发行股份的一部分，其余股份向特定对象募集或者向社会公开募集而设立公司。

第九十二条 设立股份有限公司，应当有一人以上二百人以下作为发起人，其中应当有半数以上的发起人在中华人民共和国境内有住所。

第 89 条 次の状況うち 1 つがある場合、株主会のその決議に反対票を投じた株主は、会社に対して合理的な価格に照らして、その出資持分を買い受けるよう要求することができる。

- (一) 会社が連続して 5 年、株主に対して利益を分配していないのに、会社はその 5 年において連続して利益を取得し、本法で規定される利益分配条件に達している場合。
- (二) 会社が合併、分割、或いは主たる財産を譲渡する場合。
- (三) 会社定款で規定される営業期間が満了、或いは定款で規定されるその他の解散事由が出現した場合に、株主会が定款変更決議を採択して会社を存続させる場合。

株主会決議の日から 60 日以内に、株主が会社と出資持分買受合意に達さない場合、株主は株主会決議がなされた日から 90 日以内において人民法院へ訴えを提起できる。

会社の株式支配株主が株主としての権利を乱用し、会社或いは他の株主の利益を重大に損ねた場合、他の株主は会社に対して合理的価格に照らしてその出資持分を買い受けるよう要求する権利を有する。

会社が第 1 項或いは前項規定の事由によって買受けた自社の出資持分については、6 か月以内に法に基づき譲渡或いは抹消しなければならない。

会社の株式支配株主が株主としての権利を乱用し、会社或いは他の株主の利益を重大に損ねた場合、他の株主は会社に対して合理的価格に照らしてその出資持分を買い受けるよう要求する権利を有する。

会社が第 1 項或いは前項規定の事由によって買受けた自社の出資持分については、6 か月以内に法に基づき譲渡或いは抹消しなければならない。

第 90 条 自然人の株主が死亡した後、その法的相続人は、株主としての資格を相続できる。しかし、会社定款に別途規定がある場合を除く。

第 5 章 株式有限会社の設立と組織機構

第 1 節 設立

第 91 条 株式有限会社の設立は、発起設立或いは募集設立の方式を採用できる。

「発起設立」とは、会社設立時に発行すべき株式の全ての購入を発起人が引き受けて会社を設立することを指す。

「募集設立」とは、会社設立時に発行すべき株式の一部の購入を発起人が引き受け、その他の株式は特定の対象に対して募集、或いは社会に対して公開募集して会社を設立することを指す。

第 92 条 株式有限会社の設立では、1 名以上 200 名以下の発起人を有さなければならない。そのうち、中華人民共和国内に住所を有する発起人を半数以上有



さなければならない。

第九十三条 股份有限公司发起人承担公司筹办事务。

发起人应当签订发起人协议，明确各自在公司设立过程中的权利和义务。

第九十四条 设立股份有限公司，应当由发起人共同制订公司章程。

第九十五条 股份有限公司章程应当载明下列事项：

- (一) 公司名称和住所；
- (二) 公司经营范围；
- (三) 公司设立方式；
- (四) 公司注册资本、已发行的股份数和设立时发行的股份数，面额股的每股金额；
- (五) 发行类别股的，每一类别股的股份数及其权利和义务；
- (六) 发起人的姓名或者名称、认购的股份数、出资方式；
- (七) 董事会的组成、职权和议事规则；
- (八) 公司法定代表人的产生、变更办法；
- (九) 监事会的组成、职权和议事规则；
- (十) 公司利润分配办法；
- (十一) 公司的解散事由与清算办法；
- (十二) 公司的通知和公告办法；
- (十三) 股东会认为需要规定的其他事项。

第九十六条 股份有限公司的注册资本为在公司登记机关登记的已发行股份的股本总额。在发起人认购的股份缴足前，不得向他人募集股份。

法律、行政法规以及国务院决定对股份有限公司注册资本最低限额另有规定的，从其规定。

第九十七条 以发起设立方式设立股份有限公司的，发起人应当认足公司章程规定的公司设立时应发行的股份。

以募集设立方式设立股份有限公司的，发起人认购的股份不得少于公司章程规定的公司设立时应发行股份总数的百分之三十五；但是，法律、行政法规另有规定的，从其规定。

第93条 株式有限会社の発起人は会社の設立準備事務を引き受ける。

発起人は、発起人合意を締結して、会社の設立過程における各自の権利と義務を明確にする。

第94条 株式有限会社の設立は、発起人が共同で会社定款を制定しなければならない。

第95条 株式有限会社の定款は、次の事項を記載しなければならない。

- (一) 会社の名称及び住所
- (二) 会社の経営範囲
- (三) 会社の設立方式
- (四) 会社の登記資本、発行済株式数及び設立時の発行株式数、額面1株当たりの金額
- (五) 種類株を発行する場合、株種類ごとの株式数とその権利及び義務
- (六) 発起人の氏名或いは名称、購入を引き受ける株式数、出资方式
- (七) 董事会の構成、職権及び議事規則
- (八) 会社の法定代表者の選出及び変更方法
- (九) 监事会の構成、職権及び議事規則
- (十) 会社の利益分配方法
- (十一) 会社の解散事由及び清算方法
- (十二) 会社の通知及び公告の方法
- (十三) 株主会において規定が必要と認められたその他事項

第96条 株式有限会社の登録資本は、会社登記機関に登録する発行済株式の株式資本総額とする。発起人が購入を引き受ける株式が満額払い込まれるまでは、他人に対して株式を募集してはならない。

法律、行政法規及び国务院の決定に株式有限会社の登録資本最低限度額に関する別途規定がある場合はその規定に従う。

第97条 発起設立方式で株式有限会社を設立する場合、発起人は会社定款が規定する会社設立時に発行すべき株式を全て引き受けなければならない。

募集設立方式で株式有限会社を設立する場合、発起人が購入を引き受ける株式は、会社定款で規定される会社設立時に発行すべき株式総数の100分の35を下回ってはならない。しかし、法律、行政法規に別途規定がある場合はその規定に従う。



第九十八条 发起人应当在公司成立前按照其认购的股份全额缴纳股款。

发起人的出资,适用本法第四十八条、第四十九条第二款关于有限责任公司股东出资的规定。

第九十九条 发起人不按照其认购的股份缴纳股款,或者作为出资的非货币财产的实际价额显著低于所认购的股份的,其他发起人与该发起人在出资不足的范围内承担连带责任。

第一百条 发起人向社会公开募集股份,应当公告招股说明书,并制作认股书。认股书应当载明本法第一百五十四条第二款、第三款所列事项,由认股人填写认购的股份数、金额、住所,并签名或者盖章。认股人应当按照所认购股份足额缴纳股款。

第一百零一条 向社会公开募集股份的股款缴足后,应当经依法设立的验资机构验资并出具证明。

第一百零二条 股份有限公司应当制作股东名册并置备于公司。股东名册应当记载下列事项:

- (一) 股东的姓名或者名称及住所;
- (二) 各股东所认购的股份种类及股份数;
- (三) 发行纸面形式的股票的,股票的编号;
- (四) 各股东取得股份的日期。

第一百零三条 募集设立股份有限公司的发起人应当自公司设立时应发行股份的股款缴足之日起三十日内召开公司成立大会。发起人应当在成立大会召开十五日前将会议日期通知各认股人或者予以公告。成立大会应当有持有表决权过半数的认股人出席,方可举行。

以发起设立方式设立股份有限公司成立大会的召开和表决程序由公司章程或者发起人协议规定。

第98条 发起人は会社成立までに、購入を引き受けた株式に応じた株金を全額払い込まなければならない。

发起人の出資は本法第48条、49条第2項の有限責任会社の株主出資規定が適用される。

第99条 发起人が購入を引き受けた株式に応じて株金を払い込まない、或いは出資した非貨幣財産の実価額が購入を引き受けた株式を著しく下回る場合、他の发起人及びその发起人が、出資の不足範囲内において連帯責任を負う。

第100条 发起人が社会に株式を公開して募集する場合、株式目論見書を公告し、株式申込書を作成しなければならない。株式申込書には本法第154条第2項、第3項の事項を記載して、株式引受人が購入を引き受ける株式数、金額及び住所を記入し、署名或いは押印をしなければならない。株式引受人は、購入を引き受ける株式に応じて株金を満額払い込まなければならない。

第101条 社会へ公開募集した株式の株金が満額に払い込まれた後、法に基づき設立された出資検査機構による出資検査及び証明の発行を経なければならない。

第102条 株式会社は株主名簿を作成して会社に備え置かなければならない。株主名簿には次の内容を記載しなければならない。

- (一) 株主の氏名或いは名称及び住所
- (二) 各株主が購入を引き受けた株式の種類及び株式数
- (三) 紙面形式の株券を発行する場合は株券の番号
- (四) 各株主の株式取得日

第103条 株式会社を募集設立する发起人は、会社設立時に発行すべき株式の株金が満額払い込まれた日から30日以内に会社成立大会を招集開催する。发起人は、成立大会招集開催の15日前までに会議の期日を各株式引受人に通知或いは公告しなければならない。成立大会は、議決権の過半数を保有する株式引受人の出席がある場合に開催できる。

发起設立方式により株式会社を設立する成立大会の招集開催及び表决手続は、会社定款或いは发起



第一百零四条 公司成立大会行使下列职权：

- (一) 审议发起人关于公司筹办情况的报告；
- (二) 通过公司章程；
- (三) 选举董事、监事；
- (四) 对公司的设立费用进行审核；
- (五) 对发起人非货币财产出资的作价进行审核；
- (六) 发生不可抗力或者经营条件发生重大变化直接影响公司设立的，可以作出不设立公司的决议。

成立大会对前款所列事项作出决议，应当经出席会议的认股人所持表决权过半数通过。

第一百零五条 公司设立时应发行的股份未募足，或者发行股份的股款缴足后，发起人在三十日内未召开成立大会的，认股人可以按照所缴股款并加算银行同期存款利息，要求发起人返还。

发起人、认股人缴纳股款或者交付非货币财产出资后，除未按期募足股份、发起人未按期召开成立大会或者成立大会决议不设立公司的情形外，不得抽回其股本。

第一百零六条 董事会应当授权代表，于公司成立大会结束后三十日内向公司登记机关申请设立登记。

第一百零七条 本法第四十四条、第四十九条第三款、第五十一条、第五十二条、第五十三条的规定，适用于股份有限公司。

第一百零八条 有限责任公司变更为股份有限公司时，折合的实收股本总额不得高于公司净资产额。有限责任公司变更为股份有限公司，为增加注册资本公开发行股份时，应当依法办理。

第一百零九条 股份有限公司应当将公司章程、股东名册、股东会会议记录、董事会会议记录、监事会会议

人合意により定める。

第 104 条 会社成立大会は、次の職権を行使する。

- (一) 会社の設立準備状況について発起人の報告を審議する。
- (二) 会社定款を採択する。
- (三) 董事及び監事を選挙する。
- (四) 会社の設立費用について審査確認する。
- (五) 発起人の非貨幣財産出資の価額評価を審査確認する。

(六) 不可抗力の発生或いは経営条件の重大変化の発生が会社設立に直接影響した場合に会社設立をしないと決議できる。

成立大会は、前項の事項の決議において、会議に出席した株式引受人が保有する議決権の過半数の採択を経なければならない。

第 105 条 会社設立時に発行すべき株式の募集が足りない、或いは発行される株式の株金が全て払い込まれた後、発起人が 30 日以内に成立大会を招集しない場合、株式引受人は払い込んだ株金に従い、さらに銀行の同期間の預金利息を加算して、発起人へ返還を要求できる。

発起人及び株式引受人は、株金を払い込んだ或いは非貨幣財産出資を引き渡した後、期限までに株式の募集が充足されず、発起人が期限どおり成立大会を招集しない或いは成立大会が会社を設立しないと決議した場合を除き、その株式資本を引き揚げてはならない。

第 106 条 董事会は代表者に授權して会社成立大会終了後 30 日以内に会社登記機関へ設立登記を申請させる。

第 107 条 第 44 条、第 49 条第 3 項、第 51 条、第 52 条及び第 53 条の規定は株式有限会社に適用する。

第 108 条 有限責任会社を株式有限会社に変更する場合、換算した払込済株式資本総額が会社の純資産額を超えてはならない。有限責任会社を株式有限会社に変更する場合、登録資本を増やすために株式を公開発行する際、法に則って処理しなければならない。

第 109 条 株式有限会社は会社定款、株主名簿、株主会会議記録、董事会会議記録、监事会会議記録、財



记录、财务会计报告、债券持有人名册置备于本公司。

第一百一十条 股东有权查阅、复制公司章程、股东名册、股东会会议记录、董事会会议决议、监事会会议决议、财务会计报告，对公司的经营提出建议或者质询。

连续一百八十日以上单独或者合计持有公司百分之三以上股份的股东要求查阅公司的会计账簿、会计凭证的，适用本法第五十七条第二款、第三款、第四款的规定。公司章程对持股比例有较低规定的，从其规定。

股东要求查阅、复制公司全资子公司相关材料的，适用前两款的规定。

上市公司股东查阅、复制相关材料的，应当遵守《中华人民共和国证券法》等法律、行政法规的规定。

第二节 股东会

第一百一十一条 股份有限公司股东会由全体股东组成。股东会是公司的权力机构，依照本法行使职权。

第一百一十二条 本法第五十九条第一款、第二款关于有限责任公司股东会职权的规定，适用于股份有限公司股东会。

本法第六十条关于只有一个股东的有限责任公司不设股东会的规定，适用于只有一个股东的股份有限公司。

第一百一十三条 股东会应当每年召开一次年会。有下列情形之一的，应当在两个月内召开临时股东会会议：

(一) 董事人数不足本法规定人数或者公司章程规定人数的三分之二时；

(二) 公司未弥补的亏损达股本总额三分之一时；

(三) 单独或者合计持有公司百分之十以上股份的股东请求时；

(四) 董事会认为必要时；

(五) 监事会提议召开时；

(六) 公司章程规定的其他情形。

第一百一十四条 股东会会议由董事会召集，董事长

務會計報告、債權保所有者名簿を自社に備え置く。

第 110 条 株主は会社定款、株主名簿、株主会会議記録、董事会會議決議、监事会會議決議、財務會計報告を調査閲覽及び複製して、会社の経営について建議或いは質問を提出する権利を持つ。

連続 180 日以上、単独或いは合計で会社の 100 分の 3 以上の株式を有する株主が会社の会計帳簿及び会計証憑の調査閲覽を要求する場合、第 57 条第 2 項、第 3 項、第 4 項の規定を適用する。会社定款に持株比率の比較的低い規定がある場合はその規定に従う。

株主が会社の全出資子会社の関連資料の調査閲覽或いは複製を要求する場合、前二項の規定を適用する。上場会社の株主が関連資料の調査閲覽或いは複製をする場合は「証券法」等の法律・行政法規の規定を遵守する。

第 2 節 株主会

第 111 条 株式有限会社の株主会は株主全体から構成する。株主会は会社の権力機構として、本法に則り職権を行使する。

第 112 条 有限責任会社の株主会の職権に関する第 59 条第 1 項、第 2 項規定は、株式有限会社の株主に適用される。

本法第 60 条の、株主が 1 名のみの有限責任会社が株主会を置かないことについての規定は、株主が 1 名のみの株式有限会社に適用される。

第 113 条 株主会は毎年 1 回年度會議を招集開催しなければならない。次の事由のいずれかがある場合、2 か月以内に臨時株主会會議を招集開催しなければならない。

(一) 董事の人数が本法の規定人数或いは会社定款規定人数の 3 分の 2 に満たない場合。

(二) 会社が補填していない欠損が株式資本総額の 3 分の 1 に達した場合。

(三) 単独或いは合計で会社の 100 分の 10 以上の株式を保有する株主が請求した場合。

(四) 董事会が必要だと認めた場合。

(五) 監事会が招集開催を提起した場合。

(六) 定款で規定されるその他の状況。

第 114 条 株主会會議は、董事会が招集して董事長

主持；董事长不能履行职务或者不履行职务的，由副董事长主持；副董事长不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的董事共同推举一名董事主持。

董事会不能履行或者不履行召集股东会会议职责的，监事会应当及时召集和主持；监事会不召集和主持的，连续九十日以上单独或者合计持有公司百分之十以上股份的股东可以自行召集和主持。

单独或者合计持有公司百分之十以上股份的股东请求召开临时股东大会会议的，董事会、监事会应当在收到请求之日起十日内作出是否召开临时股东大会会议的决定，并书面答复股东。

第一百一十五条 召开股东会会议，应当将会议召开的时间、地点和审议的事项于会议召开二十日前通知各股东；临时股东大会会议应当于会议召开十五日前通知各股东。

单独或者合计持有公司百分之一以上股份的股东，可以在股东会会议召开十日前提出临时提案并书面提交董事会。临时提案应当有明确议题和具体决议事项。董事会应当在收到提案后二日内通知其他股东，并将该临时提案提交股东会审议；但临时提案违反法律、行政法规或者公司章程的规定，或者不属于股东会职权范围的除外。公司不得提高提出临时提案股东的持股比例。

公开发行股份的公司，应当以公告方式作出前两款规定的通知。

股东会不得对通知中未列明的事项作出决议。

第一百一十六条 股东出席股东会会议，所持每一股份有一表决权，类别股股东除外。公司持有的本公司股份没有表决权。

股东会作出决议，应当经出席会议的股东所持表决权过半数通过。

股东会作出修改公司章程、增加或者减少注册资本的决议，以及公司合并、分立、解散或者变更公司形式的决议，应当经出席会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。

が主宰する。董事長が職務を履行できない或いは職務を履行しない場合は副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行できない或いは職務を履行しない場合は過半数の董事が共同で1名の董事を推薦して主宰させる。

董事会が株主会会議招集の職責を履行できない或いは履行しない場合、監事会が遅れなく招集、主宰しなければならない。監事会が招集、主宰しない場合、連続90日以上単独或いは合計で会社の100分の10以上の株式を保有する株主が自ら招集、主宰できる。単独或いは合計で会社の100分の10以上の株式を保有する株主が臨時株主会会議の召集開催を求める場合、董事会及び監事会は要求を受けた日から10日以内に臨時株主会会議を招集開催するか決定し、書面で株主に回答しなければならない。

第115条 株主会会議を招集開催する場合、会議招集開催の時間、場所、審議事項を開催20日前までに各株主に通知しなければならない。臨時株主会会議の場合は開催15日前までに各株主に通知しなければならない。

単独或いは合計で会社の100分の1以上の株式を保有する株主は、開催10日前までに臨時提案を提出し、書面で董事会に提出できる。臨時提案は、明確な議題及び具体的な決議事項がなければならない。董事会は提案受領後2日以内に他の株主に通知して、その臨時提案を株主会の審議に提出しなければならない。しかし、臨時提案が法律、行政法規、会社定款の規定に違反している或いは株主会の職権の範囲に属さない場合を除く。会社は臨時提案の提出に必要な株主の持株比率を引き上げてはならない。

株式を公開発行する会社は公告方式にて前二項規定の通知をしなければならない。

株主会は通知で列記されていない事項を決議してはならない。

第116条 株主が株主会会議に出席する際は、保有1株式あたり1議決権を有する。しかし種類株の株主は除く。会社が保有する自社株式には議決権がない。株主会が決議する際は会議出席株主が保有する議決権の過半数の採択を経なければならない。

株主会が会社定款の変更、登録資本の増加或いは減少の決議、会社の合併、分割、解散、会社形態変更の決議をする場合、会議出席株主が保有する議決権の3分の2以上の採択を経なければならない。



第一百一十七条 股东会选举董事、监事，可以按照公司章程的规定或者股东会的决议，实行累积投票制。

本法所称累积投票制，是指股东会选举董事或者监事时，每一股份拥有与应选董事或者监事人数相同的表决权，股东拥有的表决权可以集中使用。

第一百一十八条 股东委托代理人出席股东会会议的，应当明确代理人代理的事项、权限和期限；代理人应当向公司提交股东授权委托书，并在授权范围内行使表决权。

第一百一十九条 股东会应当对所议事项的决定作成会议记录，主持人、出席会议的董事应当在会议记录上签名。会议记录应当与出席股东的签名册及代理出席的委托书一并保存。

第三节 董事会、经理

第一百二十条 股份有限公司设董事会，本法第一百二十八条另有规定的除外。

本法第六十七条、第六十八条第一款、第七十条、第七十一条的规定，适用于股份有限公司。

第一百二十一条 股份有限公司可以按照公司章程的规定在董事会中设置由董事组成的审计委员会，行使本法规定的监事会的职权，不设监事会或者监事。

审计委员会成员为三名以上，过半数成员不得在公司担任除董事以外的其他职务，且不得与公司存在任何可能影响其独立客观判断的关系。公司董事会成员中的职工代表可以成为审计委员会成员。

审计委员会作出决议，应当经审计委员会成员的过半数通过。

审计委员会决议的表决，应当一人一票。

审计委员会的议事方式和表决程序，除本法有规定的，由公司章程规定。

公司可以按照公司章程的规定在董事会中设置其他委员会。

第一百二十二条 董事会设董事长一人，可以设副董事长。董事长和副董事长由董事会以全体董事的过半

数第 117 条 株主会が董事、監事を選挙する際、会社定款の規定或いは株主会決議に沿って、累積投票制を実施できる。

本法での「累積投票制」とは株主会が董事、監事を選挙する際に、選出されるべき董事、監事の人数と同一の議決権を各株式が保有し、株主が保有議決権を集中使用できることを指す。

第 118 条 株主が代理人に委託して株主会会議に出席させる場合、代理人が代理する事項、権限、期間を明確にしなければならない。代理人は会社へ株主の授權委託書を提出したうえで授權範囲内の議決権を行使しなければならない。

第 119 条 株主会は審議事項の決定について会議記録を作成し、主宰者、会議出席した董事による会議記録への署名を得なければならない。会議記録は出席株主の署名簿、代理出席の委託書とともに保存する。

第 3 節 董事会、經理

第 120 条 株式会社は董事会を設置する。しかし、第 128 条に別途規定がある場合を除く。

第 67 条、第 68 条第 1 項、第 70 条、第 71 条規定は株式有限会社に適用する。

第 121 条 株式会社は会社定款の規定に従って、董事会内に董事から構成される監査委員会を設置し、本法規定の監事会職権を行使させる。監事会或いは監事は置かないことができる。

監査委員会の構成員は 3 名以上とし、過半数の構成員が会社の董事以外のその他職務を担任してはならず、会社との間の独立した客観的判断に影響する可能性のあるなにかしらの関係も存在してはならない。会社董事会の構成員内の従業員代表は監査委員会の構成員となることができる。

監査委員会は決議にあたって監査委員会構成員の過半数の採択を経なければならない。

監査委員会決議の表決は 1 人 1 票とする。

監査委員会の議事方式、表決手続は、本法に規定がある場合を除いて会社定款が定める。

会社は会社定款規定に従って董事会に他の委員会を設置できる。

第 122 条 董事会には董事長 1 名を設置する。副董事長も設置できる。董事長及び副董事長は董事会の

数选举产生。

董事长召集和主持董事会会议，检查董事会决议的实施情况。副董事长协助董事长工作，董事长不能履行职务或者不履行职务的，由副董事长履行职务；副董事长不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的董事共同推举一名董事履行职务。

第一百二十三条 董事会每年度至少召开两次会议，每次会议应当于会议召开十日前通知全体董事和监事。

代表十分之一以上表决权的股东、三分之一以上董事或者监事会，可以提议召开临时董事会会议。董事长应当自接到提议后十日内，召集和主持董事会会议。

董事会召开临时会议，可以另定召集董事会的通知方式和通知时限。

第一百二十四条 董事会会议应当有过半数的董事出席方可举行。董事会作出决议，应当经全体董事的过半数通过。

董事会决议的表决，应当一人一票。

董事会应当对所议事项的决定作成会议记录，出席会议的董事应当在会议记录上签名。

第一百二十五条 董事会会议，应当由董事本人出席；董事因故不能出席，可以书面委托其他董事代为出席，委托书应当载明授权范围。

董事应当对董事会的决议承担责任。董事会的决议违反法律、行政法规或者公司章程、股东会决议，给公司造成严重损失的，参与决议的董事对公司负赔偿责任；经证明在表决时曾表明异议并记载于会议记录的，该董事可以免除责任。

第一百二十六条 股份有限公司设经理，由董事会决定聘任或者解聘。

经理对董事会负责，根据公司章程的规定或者董事会的授权行使职权。经理列席董事会会议。

第一百二十七条 公司董事会可以决定由董事会成员兼任经理。

董事全体の過半数の選挙で選出する。

董事長は董事会會議を招集主宰し、董事会決議の実施状況を検査する。副董事長は董事長の業務に協力し、董事長が職務を履行できない或いは職務を履行しない場合は副董事長が職務を履行する。副董事長が職務を履行できない或いは職務を履行しない湯、過半数の董事が共同で1名の董事を推薦して職務を履行させる。

第123条 董事会は各年度最低2回の會議を招集開催する。各回の會議は會議の開催10日前までに董事、監事の全体に通知しなければならない。

10分の1以上の議決権を代表する株主、3分の1以上の董事或いは監事会は、臨時董事会會議の招集開催を提起できる。董事長は提起受領の10日以内に董事会會議を招集主宰しなければならない。

董事会は、臨時會議を招集開催する際に、董事会招集の通知方式及び通知期間を別途定められる。

第124条 董事会會議は、過半数の董事が出席した場合に開催できる。董事会の決議は、董事全体の過半数の採択を経なければならない。

董事会決議の表決は1人1票とする。

董事会は審議事項の決定に関して會議記録を作成し、會議出席董事が會議記録に署名しなければならない。

第125条 董事会會議は董事本人が出席しなければならない。董事が事情により出席できない場合、書面で他の董事に委託して代理出席させることができる。委託書には授權範囲を記載しなければならない。董事は董事会の決議について責任を負う。董事会決議が法律、行政法规、会社定款、株主会決議に違反して会社に重大な損害を与えた場合、決議に参加した董事が会社への賠償責任を負う。表決時に異議を表明したことが証明されるとともに會議記録に記載されている場合、その董事は責任を免除可能とする。

第126条 株式会社は總經理を設置し、董事会が就任、解任を決定する。

總經理は董事会に対して責任を負い、会社定款の規定或いは董事会から授權された職権を行使する。總經理は董事会會議に参席する。

第127条 会社董事会は董事会の構成員が總經理を兼任する旨を決定できる。

第一百二十八条 规模较小或者股东人数较少的股份有限公司，可以不设董事会，设一名董事，行使本法规定的董事会的职权。该董事可以兼任公司经理。

第一百二十九条 公司应当定期向股东披露董事、监事、高级管理人员从公司获得报酬的情况。

第四节 监事会

第一百三十条 股份有限公司设监事会，本法第一百二十一条第一款、第一百三十三条另有规定的除外。

监事会成员为三人以上。监事会成员应当包括股东代表和适当比例的公司职工代表，其中职工代表的比例不得低于三分之一，具体比例由公司章程规定。监事会中的职工代表由公司职工通过职工代表大会、职工大会或者其他形式民主选举产生。

监事会设主席一人，可以设副主席。监事会主席和副主席由全体监事过半数选举产生。监事会主席召集和主持监事会会议；监事会主席不能履行职务或者不履行职务的，由监事会副主席召集和主持监事会会议；监事会副主席不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的监事共同推举一名监事召集和主持监事会会议。

董事、高级管理人员不得兼任监事。

本法第七十七条关于有限责任公司监事任期的规定，适用于股份有限公司监事。

第一百三十一条 本法第七十八条至第八十条的规定，适用于股份有限公司监事会。

监事会行使职权所必需的费用，由公司承担。

第一百三十二条 监事会每六个月至少召开一次会议。监事可以提议召开临时监事会会议。

监事会的议事方式和表决程序，除本法有规定的外，由公司章程规定。

监事会决议应当经全体监事的过半数通过。

监事会决议的表决，应当一人一票。

第 128 条 規模が比較的小さい或いは株主人数が比較的少ない株式有限会社は、董事会を置かずに 1 名の董事を置き、本法規定の董事会の職権を行使させることができる。その董事が会社の総経理を兼任することもできる。

第 129 条 会社は、定期に株主に対し董事、監事及び高級管理者が会社から報酬を取得する状況を開示しなければならない。

第 4 節 監事会

第 130 条 株式有限会社は監事会を置く。しかし、第 121 条第 1 項、第 133 条に別途規定がある場合を除く。

監事会の構成員は、3 名以上とする。監事会の構成員には株主の代表及び適切比率の会社従業員代表を含まなければならない。そのうち従業員代表の比率は 3 分の 1 を下回ってはならない。詳細比率は会社定款で定める。監事会内の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的に選挙を行ない選出する。

監事会は主席 1 名を設置し、副主席も設置できる。監事会の主席・副主席は、監事全体の過半数の選挙で選出する。監事会主席は監事会会議を招集、主宰する。監事会主席が職務を履行できない或いは職務を履行しない場合、監事会の副主席が監事会会議を招集、主宰する。監事会の副主席が職務を履行できない或いは職務を履行しない場合、過半数の監事が共同で 1 名の監事を推薦して監事会会議を招集、主宰させる。

董事、高級管理者は、監事を兼任してはならない。本法第 77 条の有限責任会社の監事の任期に関する規定は株式有限会社の監事に適用する。

第 131 条 第 78 条から第 80 条の規定は株式有限会社の監事会に適用する。

監事会の職権行使に必要な費用は会社が負担する。

第 132 条 監事会は最低 6 か月に 1 回は会議を招集開催する。監事は臨時監事会会議の招集開催を提起できる。

監事会の議事方式と表决手続は、本法に規定があるものを除き、会社定款で定める。

監事会決議は監事全体の過半数の採択を経なければ



监事会应当对所议事项的决定作成会议记录，出席会议的监事应当在会议记录上签名。

第一百三十三条 规模较小或者股东人数较少的股份有限公司，可以不设监事会，设一名监事，行使本法规定的监事会的职权。

第五节 上市公司组织机构的特别规定

第一百三十四条 本法所称上市公司，是指其股票在证券交易所上市交易的股份有限公司。

第一百三十五条 上市公司在一年内购买、出售重大资产或者向他人提供担保的金额超过公司资产总额百分之三十的，应当由股东会作出决议，并经出席会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。

第一百三十六条 上市公司设独立董事，具体管理办法由国务院证券监督管理机构规定。

上市公司的公司章程除载明本法第九十五条规定的事项外，还应当依照法律、行政法规的规定载明董事会专门委员会的组成、职权以及董事、监事、高级管理人员薪酬考核机制等事项。

第一百三十七条 上市公司在董事会中设置审计委员会的，董事会对下列事项作出决议前应当经审计委员会全体成员过半数通过：

- (一) 聘用、解聘承办公司审计业务的会计师事务所；
- (二) 聘任、解聘财务负责人；
- (三) 披露财务会计报告；
- (四) 国务院证券监督管理机构规定的其他事项。

第一百三十八条 上市公司设董事会秘书，负责公司股东会和董事会会议的筹备、文件保管以及公司股东资料的管理，办理信息披露事务等事宜。

第一百三十九条 上市公司董事与董事会会议决议事

ならない。

监事会決議の表決は1人1票とする。

監事会は審議事項の決定について会議記録を作成し、会議出席監事が会議記録に署名しなければならない。

第133条 規模が比較的小さい或いは株主人数が比較的少ない株式会社は、監事会を置かずに監事1名を設置し、本法規定の監事会職権を行使させることができる。

第5節 上場会社組織機構の特別規定

第134条 本法で「上場会社」とはその株券が証券取引所で上場取引される株式会社を指す。

第135条 上場会社が1年以内に重大資産の購入または売却する、或いは他人に提供する担保金額が会社資産総額の100分の30を超える場合、株主会が決議し、会議出席株主の保有する議決権の3分の2以上の採択を経なければならない。

第136条 上場会社は独立董事を設置する。具体的管理弁法は国务院証券監督管理機構が定める。上場会社の会社定款に本法第95条規定事項を記載するほか、法律・行政法規規定に照らして董事会専門委員会の構成、職権及び董事、監事、高級管理人員の報酬考査機制等の事項を記載しなければならない。

第137条 上場会社が董事会に監査委員会を設置した場合、董事会は次の事項を決議する前に、監査委員会の構成員全体の過半数の採択を経なければならない。

- (一) 会社の会計監査業務を引き受ける会計士事務所を任用、解任する場合。
- (二) 財務責任者を選任、解任する場合。
- (三) 財務会計報告を開示する場合。
- (四) 国务院の証券監督管理機構が規定するその他の事項

第138条 上場会社は董事会秘書を設置し、会社の株主会と董事会会議の準備、文書保管及び会社の株主資料管理の責任を負わせ、情報開示事務等の事項にあたらせる。

第139条 上場会社の董事と董事会会議の決議事項

项所涉及的企业或者个人有关联关系的，该董事应当及时向董事会书面报告。有关联关系的董事不得对该项决议行使表决权，也不得代理其他董事行使表决权。该董事会会议由过半数的无关联关系董事出席即可举行，董事会会议所作决议须经无关联关系董事过半数通过。出席董事会会议的无关联关系董事人数不足三人的，应当将该事项提交上市公司股东会审议。

第一百四十条 上市公司应当依法披露股东、实际控制人的信息，相关信息应当真实、准确、完整。

禁止违反法律、行政法规的规定代持上市公司股票。

第一百四十一条 上市公司控股子公司不得取得该上市公司的股份。

上市公司控股子公司因公司合并、质权行使等原因持有上市公司股份的，不得行使所持股份对应的表决权，并应当及时处分相关上市公司股份。

第六章 股份有限公司的股份发行和转让

第一节 股份发行

第一百四十二条 公司的资本划分为股份。公司的全部股份，根据公司章程的规定择一采用面额股或者无面额股。采用面额股的，每一股的金额相等。

公司可以根据公司章程的规定将已发行的面额股全部转换为无面额股或者将无面额股全部转换为面额股。

采用无面额股的，应当将发行股份所得股款的二分之一以上计入注册资本。

第一百四十三条 股份的发行，实行公平、公正的原则，同类别的每一股份应当具有同等权利。

同次发行的同类别股份，每股的发行条件和价格应当相同；认购人所认购的股份，每股应当支付相同金额。

のかかわる企業或いは個人の間に関連関係がある場合、その董事は遅滞なく董事会へ書面報告しなければならない。関連関係を持つ董事は、当該決議に対して議決権を行使してはならず、また他の董事を代理して議決権を行使してもならない。当該董事会会議は、関連関係のない過半数の董事が出席すれば開催できる。董事会会議の決議は、必ず関連関係のない董事の過半数の採択を経なければならない。董事会会議に出席した関連関係のない董事人数が3名を下回る場合は、当該事項を上場会社の株主会の審議に提出しなければならない。

第140条 上場会社は法に則り株主、実際支配者の情報を開示し、その関連情報は真実、正確、完全でなければならない

法律、行政法規の規定に反して上場会社の株券を代理保有することは禁止とする。

第141条 上場会社の株式支配子会社は当該上場会社の株式を取得してはならない。

上場会社の株式支配子会社が会社の合併、質権行使等により上場会社の株式を保有する場合、保有する株式に対応する議決権を行使してはならず、遅延なく関連上場会社の株式を処分しなければならない。

第6章 株式有限会社の株式発行と譲渡

第1節 株式発行

第142条 会社の資本は株式に分けられる。会社の全ての株式は、会社の定款規定に基づいて額面株或いは無額面株の択一で選択採用する。額面株を採用した場合全ての1株あたりの金額は等しくなる。

会社は会社定款の規定に基づき発行済の全ての額面株を無額面株に変換或いは全ての無額面株を額面株に変換できる。

無額面株を採用した場合、株式発行により得た株金の2分の1以上を登録資本に算入しなければならない。

第143条 株式の発行は公平公正の原則を実行する。同一種類の各株式は同等の権利を有さなければならない。

同一回に発行される同一種の株式は、各株の発行条件及び価格が同一でなければならない。購入予約者が購入を引き受ける株式は、各株とも同一の価額を支払わなければならない。

第一百四十四条 公司可以按照公司章程的规定发行下列与普通股权利不同的类别股：

- (一) 优先或者劣后分配利润或者剩余财产的股份；
- (二) 每一股的表决权数多于或者少于普通股的股份；
- (三) 转让须经公司同意等转让受限的股份；
- (四) 国务院规定的其他类别股。

公开发行股份的公司不得发行前款第二项、第三项规定的类别股；公开发行前已发行的除外。

公司发行本条第一款第二项规定的类别股的，对于监事或者审计委员会成员的选举和更换，类别股与普通股每一股的表决权数相同。

第一百四十五条 发行类别股的公司，应当在公司章程中载明以下事项：

- (一) 类别股分配利润或者剩余财产的顺序；
- (二) 类别股的表决权数；
- (三) 类别股的转让限制；
- (四) 保护中小股东权益的措施；
- (五) 股东会认为需要规定的其他事项。

第一百四十六条 发行类别股的公司，有本法第一百一十六条第三款规定的事项等可能影响类别股股东权利的，除应当依照第一百一十六条第三款的规定经股东会决议外，还应当经出席类别股股东会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。

公司章程可以对需经类别股股东会议决议的其他事项作出规定。

第一百四十七条 公司的股份采取股票的形式。股票是公司签发的证明股东所持股份的凭证。

公司发行的股票，应当为记名股票。

第一百四十八条 面额股股票的发行价格可以按票面金额，也可以超过票面金额，但不得低于票面金额。

第 144 条 会社は会社定款の規定に照らして普通株の権利と異なる次の種類株を発行できる。

- (一) 利益或いは残余財産を優先的或いは劣後に分配する株式
- (二) 1株あたりの議決権数が普通株より多い或いは少ない株式
- (三) 譲渡に必ず会社の同意が必要等、譲渡に制限がある株式
- (四) 国务院が規定するその他の種類株式を公開発行する会社は前述の(二)(三)項で規定される種類株を発行してはならない。しかし、公開発行前にすでに発行している場合は除く。

会社が前述(一)(二)項で規定される種類株を発行する場合、監事或いは監査委員会の構成員の選出・交替について、種類株と普通株との1株あたりの議決権数は同一である。

第 145 条 種類株を発行する会社は、会社定款に次の事項を記載しなければならない。

- (一) 種類株で利益或いは残余財産が分配される順位
- (二) 種類株の議決権数
- (三) 種類株の譲渡制限
- (四) 中小株主の権益保護措置
- (五) 株主会で規定する必要があると認められるその他事項

第 146 条 種類株を発行する会社に、本法第 116 条第 3 項で規定される事項等があり、種類株の株主権利に影響するおそれがある場合、第 116 条第 3 項規定に基づき株主会決議を経たうえで、種類株の株主会議に出席した株主の保有する議決権の3分の2以上の採択を経なければならない。

会社定款は種類株の株主会議の決議を必要とするその他の事項について規定できる。

第 147 条 会社の株式は株券の形式を採用する。株券は会社から発行される株主が保有する株式を証明する証憑である。

会社が発行する株券は記名株券でなければならない。

第 148 条 額面株株券の発行価格は券面額に従うことも、券面額を超えることもできるが、券面額を下回ってはならない。



第一百四十九条 股票采用纸面形式或者国务院证券监督管理机构规定的其他形式。

股票采用纸面形式的，应当载明下列主要事项：

- (一) 公司名称；
- (二) 公司成立日期或者股票发行的时间；
- (三) 股票种类、票面金额及代表的股份数，发行无面额股的，股票代表的股份数。

股票采用纸面形式的，还应当载明股票的编号，由法定代表人签名，公司盖章。

发起人股票采用纸面形式的，应当标明发起人股票字样。

第一百五十条 股份有限公司成立后，即向股东正式交付股票。公司成立前不得向股东交付股票。

第一百五十一条 公司发行新股，股东会应当对下列事项作出决议：

- (一) 新股种类及数额；
- (二) 新股发行价格；
- (三) 新股发行的起止日期；
- (四) 向原有股东发行新股的种类及数额；
- (五) 发行无面额股的，新股发行所得股款计入注册资本的金额。

公司发行新股，可以根据公司经营情况和财务状况，确定其作价方案。

第一百五十二条 公司章程或者股东会可以授权董事会在三年内决定发行不超过已发行股份百分之五十的股份。但以非货币财产作价出资的应当经股东会决议。

董事会依照前款规定决定发行股份导致公司注册资本、已发行股份数发生变化的，对公司章程该项记载事项的修改不需再由股东会表决。

第一百五十三条 公司章程或者股东会授权董事会决定发行新股的，董事会决议应当经全体董事三分之二以上通过。

第一百五十四条 公司向社会公开募集股份，应当经国务院证券监督管理机构注册，公告招股说明书。

第 149 条 株券は紙面形式或いは国务院の証券監督管理機構が規定するその他の形式を採用する。

株券に紙面形式を採用する場合、次の主要事項を記載しなければならない。

- (一) 会社の名称
- (二) 会社の成立日或いは株券発行時間
- (三) 株券の種類、券面額及び代表する株式数。無額面株を発行する場合、株券が代表する株式数

株券を紙面形式とする場合、株券の編成番号の記載、法定代表者の署名、会社の押印が必要である。

発起人の株券を紙面形式とする場合、発起人株券という文字を明記しなければならない。

第 150 条 株式有限会社の成立後、直ちに株主へ株券を正式に引き渡す。会社が成立するまでは株主に対し株券を引き渡してはならない。

第 151 条 会社の新株発行に関して、株主会は次の事項を決議しなければならない。

- (一) 新株の種類及び数量
- (二) 新株発行価格
- (三) 新株発行の開始日と終了日
- (四) 既存の株主に対して発行する新株の種類及び数量

(五) 無額面株を発行する場合は新株発行により得られる株金を登録資本の金額に算入する。

会社は新株発行に関して、会社の経営状況と財務状況に基づき、価格方案を確定することができる。

第 152 条 会社定款或いは株主会は、董事会に授權して発行済株式の 100 分の 50 を超えない株式の発行を 3 年以内に決定させることができる。しかし、非貨幣財産を価額評価して出資する場合、株主会の決議を経なければならない。

董事会が前項規定に照らして株式発行を決定したことで会社の登記資本或いは発行済株式数に変化が発生した場合、会社定款の当該記載事項の変更については、再度株主会が表決する必要がない。

第 153 条 会社定款或いは株主会の授權により董事会が新株発行を決定する場合、董事会決議は、董事全体の 3 分の 2 以上の採択を経なければならない。

第 154 条 会社が社会に株式を公開して募集する場合、国务院の証券監督管理機構の登録を経て、株式目



招股说明书应当附有公司章程，并载明下列事项：

- （一）发行的股份总数；
- （二）面额股的票面金额和发行价格或者无面额股的发行价格；
- （三）募集资金的用途；
- （四）认股人的权利和义务；
- （五）股份种类及其权利和义务；
- （六）本次募股的起止日期及逾期未募足时认股人可以撤回所认股份的说明。

公司设立时发行股份的，还应当载明发起人认购的股份数。

第一百五十五条 公司向社会公开募集股份，应当由依法设立的证券公司承销，签订承销协议。

第一百五十六条 公司向社会公开募集股份，应当同银行签订代收股款协议。

代收股款的银行应当按照协议代收和保存股款，向缴纳股款的认股人出具收款单据，并负有向有关部门出具收款证明的义务。

公司发行股份募足股款后，应予公告。

第二节 股份转让

第一百五十七条 股份有限公司的股东持有的股份可以向其他股东转让，也可以向股东以外的人转让；公司章程对股份转让有限制的，其转让按照公司章程的规定进行。

第一百五十八条 股东转让其股份，应当在依法设立的证券交易场所进行或者按照国务院规定的其他方式进行。

第一百五十九条 股票的转让，由股东以背书方式或者法律、行政法规规定的其他方式进行；转让后由公司将受让人的姓名或者名称及住所记载于股东名册。

股东会会议召开前二十日内或者公司决定分配股

论意见书を公告しなければならない。

株式目論見書には、会社定款を添付するとともに次の事項を記載しなければならない。

- （一）発行する株式総数
- （二）額面株の券面額と発行価格或いは無額面株の発行価格
- （三）募集資金の用途
- （四）株式引受人の権利と義務
- （五）株式の種類及びその権利と義務
- （六）その回の株式募集の開始日・終了日及び期間

を過ぎても募集が満たない場合に、株式引受人が引き受けた株式を撤回できる旨の説明
会社設立時の株式発行するは、発起人が購入を引き受ける株式数も記載しなければならない。

第 155 条 会社が社会に株式を公開して募集する場合、法に則って設立された証券会社が販売を引き受け、販売引受合意を締結しなければならない。

第 156 条 会社が社会へ株式を公開して募集する場合は銀行と株金代理收受協議を締結しなければならない。

株金を代理收受する銀行は協議に従い株金を代理收受及び保存し、株金を払い込む株式引受人へ金銭受領証を発行し、また関係部門に対して金銭受領証明を発行する義務を負う。

会社は、株式を発行して株金の募集が充足した後、公告をしなければならない。

第 2 節 株式譲渡

第 157 条 株式有限会社の株主が保有する株式は、他の株主へ譲渡でき、また株主以外の者へも譲渡できる。会社定款に株式譲渡について制限がある場合、その譲渡は会社定款規定に従う。

第 158 条 株主による株式譲渡は、法に則り設立された証券取引場所において行なう或いは国务院で規定されるその他方式に従い行なう。

第 159 条 株券の譲渡は、株主が裏書方式或いは法律・行政法規で規定されるその他方式で行う。譲渡後、会社が譲受人の氏名或いは名称及び住所を株主名簿に記載する。

株主会会議の招集開催前 20 日以内或いは会社が配当の分配を決定する基準日前 5 日以内は、株主名簿を

利的基准日前五日内，不得变更股东名册。法律、行政法规或者国务院证券监督管理机构对上市公司股东名册变更另有规定的，从其规定。

第一百六十条 公司公开发行股份前已发行的股份，自公司股票在证券交易所上市交易之日起一年内不得转让。法律、行政法规或者国务院证券监督管理机构对上市公司的股东、实际控制人转让其所持有的本公司股份另有规定的，从其规定。

公司董事、监事、高级管理人员应当向公司申报所持有的本公司的股份及其变动情况，在就任时确定的任职期间每年转让的股份不得超过其所持有本公司股份总数的百分之二十五；所持本公司股份自公司股票上市交易之日起一年内不得转让。上述人员离职后半年内，不得转让其所持有的本公司股份。公司章程可以对公司董事、监事、高级管理人员转让其所持有的本公司股份作出其他限制性规定。

股份在法律、行政法规规定的限制转让期限内质押的，质权人不得在限制转让期限内行使质权。

第一百六十一条 有下列情形之一的，对股东会该决议投反对票的股东可以请求公司按照合理的价格收购其股份，公开发行股份的公司除外：

- (一) 公司连续五年不向股东分配利润，而公司该五年连续盈利，并且符合本法规定的分配利润条件；
- (二) 公司转让主要财产；
- (三) 公司章程规定的营业期限届满或者章程规定的其他解散事由出现，股东会通过决议修改章程使公司存续。

自股东会决议作出之日起六十日内，股东与公司不能达成股份收购协议的，股东可以自股东会决议作出之日起九十日内向人民法院提起诉讼。

公司因本条第一款规定的情形收购的本公司股份，应当在六个月内依法转让或者注销。

第一百六十二条 公司不得收购本公司股份。但是，有下列情形之一的除外：

变更してはならない。上場会社の株主名簿変更は、法律、行政法規、國務院の証券監督管理機構に別途規定がある場合、その規定に従う。

第 160 条 会社が株式を公開発行する前にすでに発行されていた株式は、会社の株券が証券取引所において上場取引された日から1年以内は譲渡できない。上場会社の株主或いは実際支配者が保有する当該会社の株式を譲渡する際、法律、行政法規、國務院の証券監督管理機構に別途規定がある場合は、その規定に従う。

会社の董事、監事及び高級管理者は、保有する自社の株式とその変動状況を会社へ申告しなければならない。就任時に確定された職務就任期間において、毎年譲渡する株式はその者が保有する自社の株式総数の100分の25を超えてはならない。保有する自社の株式は会社の株券が上場取引された日から1年以内は譲渡してはならない。上述の者は、離職後半年以内は、保有する自社株式を譲渡できない。会社定款は、会社の董事、監事及び高級管理者が保有する自社株式の譲渡について、その他の制限を規定できる。株式が法律、行政法規で規定される譲渡制限期間内に質入れされた場合、質権者は譲渡制限期間内において質権を行使してはならない。

第 161 条 次の状況のいずれかがある場合、株主会の当該決議に反対票を投じた株主は、会社へ合理的価格に従ってその株式を買い取るよう求めることができる。しかし、株式の公開発行会社を除く。

(一) 会社が連続して5年間株主へ利益分配していないが、その5年間に連続して利益を取得している場合。

(二) 会社が主要財産を譲渡する場合。

(三) 会社定款が規定する営業期間が満了或いは定款が規定するその他解散事由が出現した場合で、株主会が定款変更の決議を採択して会社を存続させる場合。

株主会決議日から60日以内に、株主が会社と株式買取協議に達成できなかった場合、株主は株主会決議日から90日以内に人民法院へ訴訟を提起できる。

会社が本条第1項で規定される状況で買い取った自社株式は、6か月以内に法に則り譲渡或いは抹消しなければならない。

第 162 条 会社は自社株式を買い受けてはならない。しかし、次のいずれかの状況の場合を除く。

- (一) 减少公司注册资本；
- (二) 与持有本公司股份的其他公司合并；
- (三) 将股份用于员工持股计划或者股权激励；
- (四) 股东因对股东会作出的公司合并、分立决议持异议，要求公司收购其股份；
- (五) 将股份用于转换公司发行的可转换为股票的公司债券；
- (六) 上市公司为维护公司价值及股东权益所必需。

公司因前款第一项、第二项规定的情形收购本公司股份的，应当经股东会决议；公司因前款第三项、第五项、第六项规定的情形收购本公司股份的，可以按照公司章程或者股东会的授权，经三分之二以上董事出席的董事会会议决议。

公司依照本条第一款规定收购本公司股份后，属于第一项情形的，应当自收购之日起十日内注销；属于第二项、第四项情形的，应当在六个月内转让或者注销；属于第三项、第五项、第六项情形的，公司合计持有的本公司股份数不得超过本公司已发行股份总数的百分之十，并应当在三年内转让或者注销。

上市公司收购本公司股份的，应当依照《中华人民共和国证券法》的规定履行信息披露义务。上市公司因本条第一款第三项、第五项、第六项规定的情形收购本公司股份的，应当通过公开的集中交易方式进行。

公司不得接受本公司的股份作为质权的标的。

第一百六十三条 公司不得为他人取得本公司或者其母公司的股份提供赠与、借款、担保以及其他财务资助，公司实施员工持股计划的除外。

为公司利益，经股东会决议，或者董事会按照公司章程或者股东会的授权作出决议，公司可以为他人取得本公司或者其母公司的股份提供财务资助，但财务资助的累计总额不得超过已发行股本总额的百分之十。董事会作出决议应当经全体董事的三分之二以上通过。

违反前两款规定，给公司造成损失的，负有责任的董事、监事、高级管理人员应当承担赔偿责任。

- (一) 会社の登録資本を減少させる場合。
- (二) 自社株式を保有するその他の会社と合併する場合。
- (三) 株式を従業員の持株計画或いはストックインセンティブに用いる場合。
- (四) 株主が株主会の出した会社の合併或いは分割の決議に対して異議があり、会社へ自身の株式の買取りを要求した場合。
- (五) 株式を会社の発行する株券への変換が可能な社債への変換に用いる場合。
- (六) 上場会社が会社の価値及び株主権益を保護するのに必要である場合。

会社が前項第(一)(二)の規定によって自社株式を買い受ける場合は株主会決議を経なければならない。会社が前項第(三)、(五)、(六)の規定によって自社株式を買い受ける場合、会社定款或いは株主会の授權に照らして、3分の2以上の董事が出席する董事会会議を経て決議できる。

会社が本条第1項規定にて自社株式を買い受けた後に、前項(一)の状況に属する場合、買受け日から10日以内に消却しなければならない。(二)(四)の状況に属する場合、6か月以内に譲渡或いは消却しなければならない。前項(三)、(五)、(六)に属する場合、会社が保有する自社の株式数の合計は、自社発行株式総数の100分の10を超えてはならず、3年以内に譲渡或いは消却しなければならない。

上場会社が自社株式を買い受ける場合、「証券法」規定に則って情報開示義務を履行しなければならない。上場会社が第1項(三)、(五)、(六)の事由で自社株式を買い受ける場合、公開された集中取引方式で実施しなければならない。

会社は自社株式を質権の目的物として受け入れてはならない。

第163条 会社は他人が自社或いは親会社の株式を取得するために贈与、借入、担保、その他の財務資金援助を提供してはならない。しかし、会社が従業員持株計画を実施する場合を除く。

会社の利益のために、株主会決議或いは董事会が会社定款或いは株主会の授權に従って決議を経たうえで、会社は他人が自社或いは親会社の株式を取得するための財務資金援助を提供できる。しかし、財務資金援助の累計総額は発行済株式資本総額の100分の10を超えてはならない。董事会は決議にあたり董事全体の3分の2以上の採択を経なければならない。前二項の規定に違反して会社に損害を与えた場合、

責任を有する董事、監事、高級管理者が賠償責任を負う。

第一百六十四条 股票被盗、遗失或者灭失，股东可以依照《中华人民共和国民事诉讼法》规定的公示催告程序，请求人民法院宣告该股票失效。人民法院宣告该股票失效后，股东可以向公司申请补发股票。

第 164 条 株券が窃取、遺失或いは滅失した場合、株主は「民事訴訟法」で規定される公示催告手続に基づき、人民法院へ当該株券の失効の宣告を要求できる。人民法院が当該株券の失効を宣告後、株主は会社へ株券の補填発行を申請できる。

第一百六十五条 上市公司的股票，依照有关法律、行政法规及证券交易所交易规则上市交易。

第 165 条 上場会社の株券は、関連法律、行政法規、証券取引所の取引規則に照らして上場取引する。

第一百六十六条 上市公司应当依照法律、行政法规的规定披露相关信息。

第 166 条 上場会社は法律、行政法規の規定に則り関連情報を開示しなければならない。

第一百六十七条 自然人股东死亡后，其合法继承人可以继承股东资格；但是，股份转让受限的股份有限公司的章程另有规定的除外。

第 167 条 自然人株主の死亡後、その合法的相続人が株主資格を相続できる。しかし、株式譲渡に制限を受ける株式会社定款別途規定がある場合を除く。

第七章 国家出资公司组织机构的特别规定

第 7 章 国家出资会社の組織機構特別規定

第一百六十八条 国家出资公司的组织机构，适用本章规定；本章没有规定的，适用本法其他规定。

第 168 条 国家出资会社の組織機構には、本章規定を適用する。本章に規定がない場合、本法のその他規定を適用する。

本法所称国家出资公司，是指国家出资的国有独资公司、国有资本控股公司，包括国家出资的有限责任公司、股份有限公司。

本法で「国家出资会社」とは、国が出資する国有独資会社、国有資本株式支配会社を指し、国が出資する有限責任会社、有限会社を含む。

第一百六十九条 国家出资公司，由国务院或者地方人民政府分别代表国家依法履行出资人职责，享有出资人权益。国务院或者地方人民政府可以授权国有资产监督管理机构或者其他部门、机构代表本级人民政府对国家出资公司履行出资人职责。

第 169 条 国家出资会社は国务院或いは地方人民政府がそれぞれ国を代表して法に照らして出資者の職責を履行し、出資者の權益を享受する。国务院或いは地方人民政府は、国有資産監督管理機構或いはその他部門に授權することで、その機構がその級の人民政府を代表して国家出资会社へ出資者としての職責を履行する形でもよい。

代表本级人民政府履行出资人职责的机构、部门，以下统称为履行出资人职责的机构。

当該級の人民政府を代表して出資者の職責を履行する機構及び部門を、以下において「出資者職責を履行する機構」と総称する。

第一百七十条 国家出资公司中中国共产党的组织，按照中国共产党章程的规定发挥领导作用，研究讨论公司重大经营管理事项，支持公司的组织机构依法行使职权。

第 170 条 国家出资会社内の中国共産党組織は、中国共産党章程の規定に従って指導的役割を發揮し、会社の重大な経営管理事項を検討・討論し、会社の組織機構が法に則って職権行使するのを支持する。

第一百七十一条 国有独资公司章程由履行出资人职

第 171 条 国有独資会社の定款は出資者職責を履行

责的机构制定。

第一百七十二条 国有独资公司不设股东会，由履行出资人职责的机构行使股东会职权。履行出资人职责的机构可以授权公司董事会行使股东会的部分职权，但公司章程的制定和修改，公司的合并、分立、解散、申请破产，增加或者减少注册资本，分配利润，应当由履行出资人职责的机构决定。

第一百七十三条 国有独资公司的董事会依照本法规定行使职权。

国有独资公司的董事会成员中，应当过半数为外部董事，并应当有公司职工代表。

董事会成员由履行出资人职责的机构委派；但是，董事会成员中的职工代表由公司职工代表大会选举产生。

董事会设董事长一人，可以设副董事长。董事长、副董事长由履行出资人职责的机构从董事会成员中指定。

第一百七十四条 国有独资公司的经理由董事会聘任或者解聘。

经履行出资人职责的机构同意，董事会成员可以兼任经理。

第一百七十五条 国有独资公司的董事、高级管理人员，未经履行出资人职责的机构同意，不得在其他有限责任公司、股份有限公司或者其他经济组织兼职。

第一百七十六条 国有独资公司在董事会中设置由董事组成的审计委员会行使本法规定的监事会职权的，不设监事会或者监事。

第一百七十七条 国家出资公司应当依法建立健全内部监督管理和风险控制制度，加强内部合规管理。

第八章 公司董事、监事、高级管理人员的资格和义务

第一百七十八条 有下列情形之一的，不得担任公司的董事、监事、高级管理人员：

する機構が制定する。

第 172 条 国有独资会社は株主会を設置せず、出資者職責を履行する機構が株主会の職権を行使する。出資者職責を履行する機構は会社の董事会に授權して株主会の職権の一部を行使させることができる。しかし、会社定款の制定・変更、会社の合併、分割、解散、破産申立て、登録資本の増加或いは減少、利益分配は、出資者職責を履行する機構が決定しなければならない。

第 173 条 国有独资会社の董事会は本法の規定に準らして職権を行使する。

国有独资会社の董事会の構成員は、過半数が外部の董事でなければならず、また会社従業員代表を有さなければならない。

董事会の構成員は出資者職責を履行する機構が任命派遣する。しかし、董事会の構成員内の従業員代表は会社従業員代表大会が選挙して選出する。

董事会には董事長 1 名を置き、また副董事長を置くことができる。董事長、副董事長は、出資者職責を履行する機構が董事会の構成員の中から指定する。

第 174 条 国有独资会社の総経理は董事会が選任或いは解任する。

出資者職責を履行する機構の同意を経て、董事会の構成員は総経理を兼任できる。

第 175 条 国有独资会社の董事、高級管理者は、出資者職責を履行する機構の同意を経ずに他の有限責任会社、株式会社、その他経済組織を兼職してはならない。

第 176 条 国有独资会社が董事会に董事により構成される監査委員会を設置して本法規定の监事会の職権を行使させる場合、监事会或いは監事を置かない。

第 177 条 国家出資会社は法に照らして内部監督管理及びリスク統制制度を確立して健全化し、内部コンプライアンス管理を強化しなければならない。

第 8 章 会社の董事、監事、高級管理者の資格と義務

第 178 条 次の状況のいずれかがある者は、会社の董事、監事、高級管理者を担任してはならない。

- (一) 无民事行为能力或者限制民事行为能力；
- (二) 因贪污、贿赂、侵占财产、挪用财产或者破坏社会主义市场经济秩序，被判处刑罚，或者因犯罪被剥夺政治权利，执行期满未逾五年，被宣告缓刑的，自缓刑考验期满之日起未逾二年；
- (三) 担任破产清算的公司、企业的董事或者厂长、经理，对该公司、企业的破产负有个人责任的，自该公司、企业破产清算完结之日起未逾三年；
- (四) 担任因违法被吊销营业执照、责令关闭的公司、企业的法定代表人，并负有个人责任的，自该公司、企业被吊销营业执照、责令关闭之日起未逾三年；
- (五) 个人因所负数额较大债务到期未清偿被人民法院列为失信被执行人。

违反前款规定选举、委派董事、监事或者聘任高级管理人员的，该选举、委派或者聘任无效。

董事、监事、高级管理人员在任职期间出现本条第一款所列情形的，公司应当解除其职务。

第一百七十九条 董事、监事、高级管理人员应当遵守法律、行政法规和公司章程。

第一百八十条 董事、监事、高级管理人员对公司负有忠实义务，应当采取措施避免自身利益与公司利益冲突，不得利用职权牟取不正当利益。

董事、监事、高级管理人员对公司负有勤勉义务，执行职务应当为公司的最大利益尽到管理者通常应有的合理注意。

公司的控股股东、实际控制人不担任公司董事但实际执行公司事务的，适用前两款规定。

第一百八十一条 董事、监事、高级管理人员不得有下列行为：

- (一) 侵占公司财产、挪用公司资金；
- (二) 将公司资金以其个人名义或者以其他个人名

(一) 民事行为能力がない或いは民事行為能力が制限されている。

(二) 横領、賄賂、財産侵害、財産流用或いは社会主義市場經濟秩序を乱し、刑罰判決を受けた或いは犯罪により政治的権利を剥奪されて執行期間満了後5年経過していない或いは刑の執行猶予を受けて執行猶予期間満了から2年経過していない。

(三) 破産で清算する会社・企業の董事、工場長或いは総経理を担任していて、その会社・企業の破産に個人責任を負っており、その会社・企業の破産清算完了日から3年経過していない。

(四) 法律違反で行政処罰として営業許可証を取消された或いは閉鎖を命じられた会社・企業の法定代表者を担任していて、個人責任を負っている場合で、その会社・企業が行政処罰で営業許可証を取消された或いは閉鎖を命じられた日から3年経過していない。

(五) 個人が負っている金額が比較的大きい債務の期限を迎えつつも弁済していないことで人民法院から信用喪失被執行人に組み入れられている。前項の規定に違反して董事、監事を選挙或いは派遣した場合、或いは高級管理者を選任した場合、その選挙、派遣、選任は無効とする。董事、監事、高級管理者に職務就任期間に第1項に示される状況が出現した場合、会社はその職務を解除しなければならない。

第179条 董事、監事、高級管理者は法律、行政法規、会社定款を遵守しなければならない。

第180条 董事、監事、高級管理者は会社に対して忠実義務を負い、措置を講じて自身の利益と会社の利益の衝突を回避しなければならず、職権を利用して不当利益を得てはいけない。

董事、監事、高級管理者は、会社に対して勤勉義務を負い、職務執行において会社の利益最大化のために管理者として通常あるべき合理的注意を尽くさなければならない。

会社の株式支配株主、實際支配者が会社の董事を担任はせずに会社の事務を実執行する場合、前二項の規定を適用する。

第181条 董事、監事、高級管理者は次の行為をしてはならない。

- (一) 会社財産の侵奪或いは会社の資金を流用する行為



义开立账户存储；

- (三) 利用职权贿赂或者收受其他非法收入；
- (四) 接受他人与公司交易的佣金归为己有；
- (五) 擅自披露公司秘密；
- (六) 违反对公司忠实义务的其他行为。

第一百八十二条 董事、监事、高级管理人员，直接或者间接与本公司订立合同或者进行交易，应当就与订立合同或者进行交易有关的事项向董事会或者股东会报告，并按照公司章程的规定经董事会或者股东会决议通过。

董事、监事、高级管理人员的近亲属，董事、监事、高级管理人员或者其近亲属直接或者间接控制的企业，以及与董事、监事、高级管理人员有其他关联关系的关联人，与公司订立合同或者进行交易，适用前款规定。

第一百八十三条 董事、监事、高级管理人员，不得利用职务便利为自己或者他人谋取属于公司的商业机会。但是，有下列情形之一的除外：

- (一) 向董事会或者股东会报告，并按照公司章程的规定经董事会或者股东会决议通过；
- (二) 根据法律、行政法规或者公司章程的规定，公司不能利用该商业机会。

第一百八十四条 董事、监事、高级管理人员未向董事会或者股东会报告，并按照公司章程的规定经董事会或者股东会决议通过，不得自营或者为他人经营与其任职公司同类的业务。

第一百八十五条 董事会对本法第一百八十二条至第一百八十四条规定的事项决议时，关联董事不得参与表决，其表决权不计入表决权总数。出席董事会会议的无关联关系董事人数不足三人的，应当将该事项提交股东会审议。

第一百八十六条 董事、监事、高级管理人员违反本法第一百八十一条至第一百八十四条规定所得的收入应当归公司所有。

(二) 会社の資金を、個人名で、或いは他の個人名で口座を開設して預け入れる行為

(三) 職権を利用した賄賂或いはその他の不法な収入を收受する行為

(四) 他人と会社間の取引のコミッションを受け取って自己所有とする行為

(五) 会社の秘密を無断で開示する行為

(六) 会社への忠実義務に違反するその他行為

第 182 条 董事、監事、高級管理者が直接或いは間接的に自社と契約を締結、或いは取引する場合、契約の締結或いは取引実施に関する事項について董事会或いは株主会に報告し、会社定款の規定に照らして董事会或いは株主会の決議を経なければならない。董事、監事、高級管理者の近親者、董事、監事、高級管理者或いはその近親者が直接或いは間接に支配する企業及び董事、監事、高級管理者とその他の関連関係を有する関連者が、会社と契約を締結し、或いは取引をする場合、前項の規定を適用する。

第 183 条 董事、監事、高級管理者は、職務上の便宜を利用して自己或いは他人のために会社に属する商業機会の用いてはならない。しかし、次の状況のいずれかがある場合を除く。

(一) 董事会或いは株主会に対し報告して、会社定款の規定に従って董事会或いは株主会の決議を経て採択されている場合。

(二) 法律、行政法規、会社定款の規定に基づき、会社がその商業機会を利用できない場合。

第 184 条 董事、監事、高級管理者は、董事会或いは株主会に対し報告せず、また会社定款の規定どおりに董事会或いは株主会の決議を経ていない場合、自身が職務に就任する会社と同類の業務を自营或いは他者のために経営してはならない。

第 185 条 董事会が第 182 条から 184 条までの規定の事項について決議する際、関連董事は表決に参加してはならず、その議決権は議決権総数に算入しない。董事会会議に出席した関連関係のない董事人数が 3 名を下回る場合、その事項は株主会へ審議提出しなければならない。

第 186 条 董事、監事、高級管理者が第 181 条から第 184 条の規定に違反して取得した収入は、会社の所有に帰属させなければならない。

第一百八十七条 股东会要求董事、监事、高级管理人员列席会议的，董事、监事、高级管理人员应当列席并接受股东的质询。

第一百八十八条 董事、监事、高级管理人员执行职务违反法律、行政法规或者公司章程的规定，给公司造成损失的，应当承担赔偿责任。

第一百八十九条 董事、高级管理人员有前条规定的情形的，有限责任公司的股东、股份有限公司连续一百八十日以上单独或者合计持有公司百分之一以上股份的股东，可以书面请求监事会向人民法院提起诉讼；监事有前条规定的情形的，前述股东可以书面请求董事会向人民法院提起诉讼。

监事会或者董事会收到前款规定的股东书面请求后拒绝提起诉讼，或者自收到请求之日起三十日内未提起诉讼，或者情况紧急、不立即提起诉讼将会使公司利益受到难以弥补的损害的，前款规定的股东有权为公司利益以自己的名义直接向人民法院提起诉讼。

他人侵犯公司合法权益，给公司造成损失的，本条第一款规定的股东可以依照前两款的规定向人民法院提起诉讼。

公司全资子公司的董事、监事、高级管理人员有前条规定情形，或者他人侵犯公司全资子公司合法权益造成损失的，有限责任公司的股东、股份有限公司连续一百八十日以上单独或者合计持有公司百分之一以上股份的股东，可以依照前三款规定书面请求全资子公司的监事会、董事会向人民法院提起诉讼或者以自己的名义直接向人民法院提起诉讼。

第一百九十条 董事、高级管理人员违反法律、行政法规或者公司章程的规定，损害股东利益的，股东可以向人民法院提起诉讼。

第一百九十一条 董事、高级管理人员执行职务，给他人造成损害的，公司应当承担赔偿责任；董事、高级管理人员存在故意或者重大过失的，也应当承担赔偿责任。

第 187 条 株主会が董事、監事、高級管理者に対し会議に参席するよう要求した場合、董事、監事、高級管理者は参席し、株主の質問を受けなければならない。

第 188 条 董事、監事、高級管理者が職務を執行するにあたり法律、行政法規、会社定款の規定に違反して会社に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

第 189 条 董事、高級管理者に前条規定の状況がある場合、有限責任会社の株主、また連続して 180 日以上、単独或いは合計で会社の 100 分の 1 以上の株式を保有する株式有限会社の株主は、人民法院へ訴訟を提起するよう監事会に書面請求できる。監事に前条規定の状況がある場合、上記の株主は人民法院へ訴訟を提起するよう董事会に書面請求できる。監事会或いは董事会が前項規定の株主の書面請求を受領後に訴訟の提起を拒絶、或いは請求受領日から 30 日以内に訴訟を提起しない、或いは状況が緊急で直ちに訴えを提起しなければ会社の利益の補完が難しい損害を受ける場合、前項規定の株主は、会社の利益のため自身の名で人民法院へ直接訴訟を提起する権利を有する。

他人が会社の合法的權益を侵害して会社に損失をもたらした場合、第 1 項規定の株主は、前二項の規定に基づき人民法院へ訴訟を提起できる。会社の全出資子会社の董事、監事、高級管理者に前条規定の状況がある、或いは他人が会社の全出資子会社の合法的權益を侵害して損失をもたらした場合、有限責任会社の株主、及び連続して 180 日以上単独或いは合計で会社の 100 分の 1 以上の株式を保有する株式有限会社の株主は、前三項の規定により全出資子会社の監事会或いは董事会に人民法院へ訴訟提起するよう書面で請求、或いは自身名義で人民法院へ直接訴訟提起ができる。

第 190 条 董事、高級管理者が法律、行政法規、会社定款の規定に違反して株主の利益を損なった場合、株主は人民法院へ訴えを提起できる。

第 191 条 董事、高級管理者が職務を執行して他人に損害をもたらした場合、会社は賠償責任を負わなければならない。
董事、高級管理者に故意或いは重大過失が存在する



場合も賠償責任を負う。

第一百九十二条 公司的控股股东、实际控制人指示董事、高级管理人员从事损害公司或者股东利益的行为的，与该董事、高级管理人员承担连带责任。

第192条 会社の株式支配株主或いは実際支配者が、董事、高級管理者に指示して会社或いは株主の利益を損なう行為に従事させた場合、その董事、高級管理者と連帯責任を負う。

第一百九十三条 公司可以在董事任职期间为董事因执行公司职务承担的赔偿责任投保责任保险。

第193条 会社は董事の職務就任期間において董事が会社職務の執行により負う賠償責任のために責任保険に加入できる。

公司为董事投保责任保险或者续保后，董事会应当向股东会报告责任保险的投保金额、承保范围及保险费率等内容。

会社が董事のため責任保険に加入或いは保険更新した後、董事会は株主会に対して責任保険の加入金額、保険引受範囲、保険料率等の内容を報告しなければならない。

第九章 公司债券

第9章 社債

第一百九十四条 本法所称公司债券，是指公司发行的约定按期还本付息的有价证券。

第194条 本法で「社債」とは、会社が発行する、期限までに元本と利息を返還することを約定した有価証券を指す。

公司债券可以公开发行，也可以非公开发行。

社債は公開発行も非公開発行もできる。

公司债券的发行和交易应当符合《中华人民共和国证券法》等法律、行政法规的规定。

社債の発行及び取引は「証券法」等の法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。

第一百九十五条 公开发行公司债券，应当经国务院证券监督管理机构注册，公告公司债券募集办法。

第195条 社債の公開発行は、国务院証券監督管理機構の登録を経て、社債募集方法を公告しなければならない。

公司债券募集办法应当载明下列主要事项：

社債募集方法では次の主要事項を列記する。

- (一) 公司名称；
- (二) 债券募集资金的用途；
- (三) 债券总额和债券的票面金额；
- (四) 债券利率的确定方式；
- (五) 还本付息的期限和方式；
- (六) 债券担保情况；
- (七) 债券的发行价格、发行的起止日期；
- (八) 公司净资产额；
- (九) 已发行的尚未到期的公司债券总额；
- (十) 公司债券的承销机构。

- (一) 会社の名称
- (二) 債券で集める資金の用途
- (三) 債券総額及び債券の券面額
- (四) 債券利率の確定方式
- (五) 元本利息返還の期間及び方式
- (六) 債券の担保状況
- (七) 債券の発行価格及び発行の開始日・終了日
- (八) 会社の純資産額
- (九) 発行済だがまだ期限が来ていない社債総額
- (十) 社債販売引受機構

第一百九十六条 公司以纸面形式发行公司债券的，应当在债券上载明公司名称、债券票面金额、利率、偿还期限等事项，并由法定代表人签名，公司盖章。

第196条 会社が紙面形式の社債を発行する場合、債券上に会社名称、債券の券面額、利率、返還期間等を記載し、法定代表者の署名、会社の押印が必要。

第一百九十七条 公司债券应当为记名债券。

第197条 社債は記名債券としなければならない。

第一百九十八条 公司发行公司债券应当置备公司债

第198条 会社が社債を発行する際は、社債保有者

券持有人名册。

发行公司债券的，应当在公司债券持有人名册上载明下列事项：

- （一）债券持有人的姓名或者名称及住所；
- （二）债券持有人取得债券的日期及债券的编号；
- （三）债券总额，债券的票面金额、利率、还本付息的期限和方式；
- （四）债券的发行日期。

第一百九十九条 公司债券的登记结算机构应当建立债券登记、存管、付息、兑付等相关制度。

第二百条 公司债券可以转让，转让价格由转让人与受让人约定。

公司债券的转让应当符合法律、行政法规的规定。

第二百零一条 公司债券由债券持有人以背书方式或者法律、行政法规规定的其他方式转让；转让后由公司将受让人的姓名或者名称及住所记载于公司债券持有人名册。

第二百零二条 股份有限公司经股东会决议，或者经公司章程、股东会授权由董事会决议，可以发行可转换为股票的公司债券，并规定具体的转换办法。上市公司发行可转换为股票的公司债券，应当经国务院证券监督管理机构注册。

发行可转换为股票的公司债券，应当在债券上标明可转换公司债券字样，并在公司债券持有人名册上载明可转换公司债券的数额。

第二百零三条 发行可转换为股票的公司债券的，公司应当按照其转换办法向债券持有人换发股票，但债券持有人对转换股票或者不转换股票有选择权。法律、行政法规另有规定的除外。

第二百零四条 公开发行公司债券的，应当为同期债券持有人设立债券持有人会议，并在债券募集办法中对债券持有人会议的召集程序、会议规则和其他重要事项作出规定。债券持有人会议可以对与债券持有人有利害关系的事项作出决议。

除公司债券募集办法另有约定外，债券持有人会议决议对同期全体债券持有人发生效力。

名簿を備え置かなければならない。

社債を発行する場合、社債保有者名簿には次の事項を記載する。

- （一）債券保有者の氏名或いは名称及び住所
- （二）債券保有者の債券取得日及び債券編成番号
- （三）債券総額、債券の券面額、利率、元本利息返還期間及び方式
- （四）債券発行日

第 199 条 社債の登記決済機構は、債券の登記、預託、利息支払い、換金等の関連制度を確立しなければならない。

第 200 条 社債は譲渡できる。譲渡価格は譲渡人と譲受人で約定する。

社債の譲渡は法律、行政法規規定に符合しなければならない。

第 201 条 社債は債券保有者が裏書方式或いは法律、行政法規規定のその他の方式によって譲渡する。譲渡後、会社は譲受人の氏名或いは名称及び住所を社債保有者名簿に記載する。

第 202 条 株式会社は株主会決議を経て、或いは会社定款、株主会での授權を経た董事会決議を経て、株券への変換が可能な社債を発行し、また具体的な変換方法を規定することができる。上場会社が株券への変換可能な社債を発行する場合、国务院証券監督管理機構の登録を経なければならない。株券への変換可能な社債を発行するには、債券上に変換社債との文字を列記し、社債保有者名簿に変換社債数量を記載しなければならない。

第 203 条 株券への変換可能な社債を発行する場合、会社は変換方法に従って債券保有者へ株券を変換発行しなければならない。しかし、債券保有者は、株券へ変換するかどうかの選択権を有する。法律、行政法規に別途規定がある場合を除く。

第 204 条 社債を公開発行する場合、同時期の債権保有者のために債券保行者会議を設置しなければならない。債権募集方法にて債券保行者会議の招集手続、会議規則、その他の重要事項を規定をしなければならない。債券保行者会議は、債券保有者と利害関係を有する事項について決議できる。

社債募集方法に別途約定がある場合を除いて、債券

保行者会議の決議は、同時期の債券保有者全体に対して効力を発する。

第二百零五条 公开发行公司债券的，发行人应当为债券持有人聘请债券受托管理人，由其为债券持有人办理受领清偿、债权保全、与债券相关的诉讼以及参与债务人破产程序等事项。

第二百零六条 债券受托管理人应当勤勉尽责，公正履行受托管理职责，不得损害债券持有人利益。

受托管理人与债券持有人存在利益冲突可能损害债券持有人利益的，债券持有人会议可以决议变更债券受托管理人。

债券受托管理人违反法律、行政法规或者债券持有人会议决议，损害债券持有人利益的，应当承担赔偿责任。

第十章 公司财务、会计

第二百零七条 公司应当依照法律、行政法规和国务院财政部门的规定建立本公司的财务、会计制度。

第二百零八条 公司应当在每一会计年度终了时编制财务会计报告，并依法经会计师事务所审计。

财务会计报告应当依照法律、行政法规和国务院财政部门的规定制作。

第二百零九条 有限责任公司应当按照公司章程规定的期限将财务会计报告送交各股东。

股份有限公司的财务会计报告应当在召开股东会年会的二十日前置备于本公司，供股东查阅；公开发行的股份有限公司应当公告其财务会计报告。

第二百一十条 公司分配当年税后利润时，应当提取利润的百分之十列入公司法定公积金。公司法定公积金累计额为公司注册资本的百分之五十以上的，可以不再提取。

公司的法定公积金不足以弥补以前年度亏损的，在依照前款规定提取法定公积金之前，应当先用当年利润弥补亏损。

第 205 条 社債を公開発行する場合、発行人は債券保有者のために債券受託管理人を招請し、その債権受託管理人が債券保行者のために弁済受領、債権保全、債券と関連する訴訟及び債務者の破産手続への参与等の事項を取り扱う。

第 206 条 債券受託管理人は勤勉に職責を尽くし、公正に受託管理職責を履行しなければならず、債券保有者の利益を損なってはならない。

受託管理人と債券保有者に利益衝突が存在し、債券保有者の利益を損なうおそれがある場合、債券保有者会議は債券受託管理人の変更を決議できる。

債券受託管理人が法律、行政法規、債券保有者会議の決議に違反して、債券保有者の利益を損なった場合、賠償責任を負わなければならない。

第 10 章 会社の財務、会計

第 207 条 会社は法律、行政法規、国务院の財政部門の規定に照らして自社の財務、会計制度を確立しなければならない。

第 208 条 会社は各会計年度終了時に財務会計報告を作成し、法に則り会計士事務所の会計監査を経なければならない。

財務会計報告は、法律、行政法規、国务院財政部門の規定に基づき作成しなければならない。

第 209 条 有限責任会社は会社定款が規定する期限までに財務会計報告を各株主に送付しなければならない。

株式有限会社の財務会計報告は、株主会年度会議の招集開催の 20 日前までに自社に備え置き、調査閲覧として株主に提供する。株式を公開発行する株式有限会社は、財務会計報告を公告しなければならない。

第 210 条 会社は当該年度の税引後利益を分配する際、利益の 100 分の 10 を積み立てて会社の法定積立金に組み入れなければならない。会社の法定積立金の累計額が会社登録資本の 100 分の 50 以上となった場合は積み立てなくてもよい。

会社の法定積立金が過去年度の欠損を補填に不足する場合、前項規定により法定積立金の積み立て前に、



公司从税后利润中提取法定公积金后，经股东会决议，还可以从税后利润中提取任意公积金。

公司弥补亏损和提取公积金后所余税后利润，有限责任公司按照股东实缴的出资比例分配利润，全体股东约定不按照出资比例分配利润的除外；股份有限公司按照股东所持有的股份比例分配利润，公司章程另有规定的除外。

公司持有的本公司股份不得分配利润。

第二百一十一条 公司违反本法规定向股东分配利润的，股东应当将违反规定分配的利润退还公司；给公司造成损失的，股东及负有责任的董事、监事、高级管理人员应当承担赔偿责任。

第二百一十二条 股东会作出分配利润的决议的，董事会应当在股东会决议作出之日起六个月内进行分配。

第二百一十三条 公司以超过股票票面金额的发行价格发行股份所得的溢价款、发行无面额股所得股款未计入注册资本的金额以及国务院财政部门规定列入资本公积金的其他项目，应当列为公司资本公积金。

第二百一十四条 公司的公积金用于弥补公司的亏损、扩大公司生产经营或者转为增加公司注册资本。

公积金弥补公司亏损，应当先使用任意公积金和法定公积金；仍不能弥补的，可以按照规定使用资本公积金。

法定公积金转为增加注册资本时，所留存的该项公积金不得少于转增前公司注册资本的百分之二十五。

第二百一十五条 公司聘用、解聘承办公司审计业务的会计师事务所，按照公司章程的规定，由股东会、董事会或者监事会决定。

公司股东会、董事会或者监事会就解聘会计师事务所进行表决时，应当允许会计师事务所陈述意见。

まず当該年度の利益で欠損を補填する。

会社は税引後利益から法定積立金を積み立てた後に、株主会決議を経て、税引後利益からさらに任意の積立金を積み立てできる。

会社が欠損補填及び積立金積立てをした後に残った税引後利益に関して、有限責任会社は株主の払込済みの出資比率に従って利益を分配する。しかし、出資比率どおりに利益を分配しないことを株主全体が約定している場合を除く。株式会社は株主の保有株式比率に従って利益を分配する。しかし、会社定款に別途規定がある場合は除く。

会社が保有する自社株式は、利益分配できない。

第 211 条 会社が本法の規定に違反して株主へ利益を分配した場合、株主は規定違反で分配された利益を会社に返還しなければならない。会社に損失をもたらした場合、株主及び責任を負う董事、監事、高級管理者は賠償責任を負う。

第 212 条 株主会が利益分配決議をした場合、董事会は株主会決議日から 6 か月以内に分配をしなければならない。

第 213 条 会社が株券の券面額を超えた発行価格で株式を発行して取得したプレミアム部分、無額面株を発行して取得した株金で登録資本に算入されない金額、及び国务院财政部门が資本積立金に組み入れるよう規定しているその他項目は、会社の資本積立金に組み入れなければならない。

第 214 条 会社の積立金は、会社の欠損補填、会社の生産経営拡大、会社登録資本増加に用いる。

積立金で会社欠損を補填する際、まず任意積立金及び法定積立金を使用しなければならない。なお補填できない場合、規定に則り資本積立金を使用できる。法定積立金を転換して登録資本を増やす場合、留保される当該積立金は、転換増加前の会社登録資本の 100 分の 25 を下回ってはならない。

第 215 条 会社が会社の会計監査業務を引き受ける会計士事務所を任用、解任する際は、会社定款規定に従って株主会、董事会或いは監事会が決定する。

会社の株主会、董事会或いは監事会が会計士事務所の解任の表決をする際は、会計士事務所の意見陳述を許可しなければならない。



第二百一十六条 公司应当向聘用的会计师事务所提供真实、完整的会计凭证、会计账簿、财务会计报告及其他会计资料，不得拒绝、隐匿、谎报。

第二百一十七条 公司除法定的会计账簿外，不得另立会计账簿。

对公司资金，不得以任何个人名义开立账户存储。

第十一章 公司合并、分立、增资、减资

第二百一十八条 公司合并可以采取吸收合并或者新设合并。

一个公司吸收其他公司为吸收合并，被吸收的公司解散。两个以上公司合并设立一个新的公司为新设合并，合并各方解散。

第二百一十九条 公司与其持股百分之九十以上的公司合并，被合并的公司不需经股东会决议，但应当通知其他股东，其他股东有权请求公司按照合理的价格收购其股权或者股份。

公司合并支付的价款不超过本公司净资产百分之十的，可以不经股东会决议；但是，公司章程另有规定的除外。

公司依照前两款规定合并不经股东会决议的，应当经董事会决议。

第二百二十条 公司合并，应当由合并各方签订合并协议，并编制资产负债表及财产清单。公司应当自作出合并决议之日起十日内通知债权人，并于三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。债权人自接到通知之日起三十日内，未接到通知的自公告之日起四十五日内，可以要求公司清偿债务或者提供相应的担保。

第二百二十一条 公司合并时，合并各方的债权、债务，应当由合并后存续的公司或者新设的公司承继。

第二百二十二条 公司分立，其财产作相应的分割。

公司分立，应当编制资产负债表及财产清单。公司应当自作出分立决议之日起十日内通知债权人，并于三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公

第 216 条 会社は任用した会計士事務所へ真実で完全な会計証憑、会計帳簿、財務会計報告、その他の会計資料を提供しなければならず、拒絶、隠匿、虚偽をしてはならない。

第 217 条 会社は法定会計帳簿以外に別途会計帳簿を設けてはならない。

会社の資金は、いかなる個人名で開設された口座にも預け入れてはならない。

第 11 章 会社の合併、分割、増資、減資

第 218 条 会社の合併は吸収合併或いは新設合併を採用できる。

1 つの会社が他の会社を吸収することを吸収合併とし、被吸収会社は解散する。2 つ以上の会社が合併して 1 つの新たな会社を設立することを新設合併とし、合併した双方が解散する。

第 219 条 会社が保有持分 100 分の 90 以上の会社と合併する場合、被合併会社は株主会決議を経る必要がない。しかし他の株主に通知しなければならず、他の株主は会社に対して合理的価格に従って出資持分或いは株式を買い受けるよう求める権利がある。会社の合併にあたり支払う代金が自社純資産の 100 分の 10 を超えない場合、株主会決議を経なくてもよい。しかし会社定款に別途規定がある場合を除く。会社が前二項の規定に照らして合併して株主会決議を経ない場合、董事会決議を経なければならない。

第 220 条 会社の合併では、合併各当事者が合併協議を締結し、貸借対照表及び財産目録を編成しなければならない。会社は合併決議日から 10 日以内に債権者に通知し、30 日以内に新聞或いは国家企業信用情報公示システムで公告しなければならない。債権者は、通知受領日から 30 日以内或いは通知受領していない場合は公告日から 45 日以内に、会社への債務を弁済或いは相応担保を提供するよう要求できる。

第 221 条 会社が合併する際、合併各当事者の債権、債務は、合併後に存続する会社或いは新設会社が承継しなければならない。

第 222 条 会社の分割で、その財産は相応に分割する。

会社の分割では、貸借対照表及び財産目録を編成しなければならない。会社は分割決議日から 10 日以内

告。

第二百二十三条 公司分立前的债务由分立后的公司承担连带责任。但是，公司在分立前与债权人就债务清偿达成的书面协议另有约定的除外。

第二百二十四条 公司减少注册资本，应当编制资产负债表及财产清单。

公司应当自股东会作出减少注册资本决议之日起十日内通知债权人，并于三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。债权人自接到通知之日起三十日内，未接到通知的自公告之日起四十五日内，有权要求公司清偿债务或者提供相应的担保。

公司减少注册资本，应当按照股东出资或者持有股份的比例相应减少出资额或者股份，法律另有规定、有限责任公司全体股东另有约定或者股份有限公司章程另有规定的除外。

第二百二十五条 公司依照本法第二百一十四条第二款的规定弥补亏损后，仍有亏损的，可以减少注册资本弥补亏损。减少注册资本弥补亏损的，公司不得向股东分配，也不得免除股东缴纳出资或者股款的义务。

依照前款规定减少注册资本的，不适用前条第二款的规定，但应当自股东会作出减少注册资本决议之日起三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。

公司依照前两款的规定减少注册资本后，在法定公积金和任意公积金累计额达到公司注册资本百分之五十前，不得分配利润。

第二百二十六条 违反本法规定减少注册资本的，股东应当退还其收到的资金，减免股东出资的应当恢复原状；给公司造成损失的，股东及负有责任的董事、监事、高级管理人员应当承担赔偿责任。

に債権者に通知し30日以内に新聞或いは国家企業信用情報公示システムで公告しなければならない。

第 223 条 会社の分割前の債務は、分割後の会社が連帯責任を負う。しかし、会社が分割前に債権者と債務弁済について合意した書面協議に別途約定がある場合を除く。

第 224 条 会社は登録資本を減少させる場合、貸借対照表及び財産目録を編成しなければならない。

会社は、株主会の登録資本減少決議日から10日以内に債権者に通知し、30日以内に新聞或いは国家企業信用信息公示システムで公告しなければならない。債権者は通知受領日から30日以内或いは通知受領していない場合は公告日から45日以内に、会社への債務を弁済或いは相応の担保を提供するよう要求する権利を持つ。

会社が登記資本を減少させる場合、株主の出资或いは保有出資持分の比率に従って出資額或いは出資持分を相応に減少させなければならない。しかし、法律に別途規定がある場合、有限責任会社の株主全体に別途約定がある場合、株式有限会社の定款に別途規定がある場合を除く。

第 225 条 会社が第 214 条第 2 項規定に照らして欠損を補填した後もまだ欠損がある場合、登録資本を減少させて欠損補填ができる。登録資本を減少させて欠損補填する場合、会社は株主へ分配してはならず、また株主による出資或いは株金払込み義務を免除してもならない。

前項の規定に照らして登録資本を減少させた場合、前条第 2 項の規定を適用しない。しかし株主会の登録資本減少決議日から30日以内に新聞或いは国家企業信用信息公示システムで公告しなければならない。

会社は前二項の規定に照らして登録資本を減少させた後、法定積立金及び任意積立金の累計額が会社登録資本の100分の50に到達するまで利益を分配してはならない。

第 226 条 本法規定に違反して登録資本を減少させた場合、株主は自身が受領した資金を返還しなければならない。株主の出資を減免された場合は原状に戻さなければならない。会社に損失をもたらした場合、株主並びに責任を負う董事、監事、高級管理者が賠償責任を負う。

第二百二十七条 有限责任公司增加注册资本时，股东在同等条件下有权优先按照实缴的出资比例认缴出资。但是，全体股东约定不按照出资比例优先认缴出资的除外。

股份有限公司为增加注册资本发行新股时，股东不享有优先认购权，公司章程另有规定或者股东会决议决定股东享有优先认购权的除外。

第二百二十八条 有限责任公司增加注册资本时，股东认缴新增资本的出资，依照本法设立有限责任公司缴纳出资的有关规定执行。

股份有限公司为增加注册资本发行新股时，股东认购新股，依照本法设立股份有限公司缴纳股款的有关规定执行。

第十二章 公司解散和清算

第二百二十九条 公司因下列原因解散：

- (一) 公司章程规定的营业期限届满或者公司章程规定的其他解散事由出现；
- (二) 股东会决议解散；
- (三) 因公司合并或者分立需要解散；
- (四) 依法被吊销营业执照、责令关闭或者被撤销；
- (五) 人民法院依照本法第二百三十一条的规定予以解散。

公司出现前款规定的解散事由，应当在十日内将解散事由通过国家企业信用信息公示系统予以公示。

第二百三十条 公司有前条第一款第一项、第二项情形，且尚未向股东分配财产的，可以通过修改公司章程或者经股东会决议而存续。

依照前款规定修改公司章程或者经股东会决议，有限责任公司须经持有三分之二以上表决权的股东通过，股份有限公司须经出席股东会会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。

第 227 条 有限責任会社が登録資本を増加させる場合、株主は同等条件下において、払込済みの出資比率に従って優先的に出資の払込みを引き受ける権利を持つ。しかし、出資比率どおりに優先的に出資の払込みを引き受けないと株主全体で約定している場合は除く。

株式有限会社が登録資本増加のために新株を発行する際、株主は優先購入権を享受しない。しかし、会社定款に別途規定がある場合、或いは株主会決議により株主が優先購入権を享受すると決定された場合は除く。

第 228 条 有限責任会社が登録資本を増加させる場合、株主が新たに増加させる資本の出資の払込みを引き受ける際は、本法の有限責任会社設立の出資を払い込む場合の関連規定に則り執行する。

株式有限会社が登録資本を増加させるために新株を発行する際、株主が新株の購入を引き受ける場合、株式有限会社設立で株金を払い込むことに関連する本法の規定に則り執行する。

第 12 章 会社の解散と清算

第 229 条 会社は次の原因で解散する。

- (一) 会社定款で規定される営業期間の満了或いは会社定款で規定されるその他の解散事由が出現した場合。
- (二) 株主会が解散を決議した場合。
- (三) 会社の合併或いは分割で解散が必要な場合。
- (四) 法に基づき営業許可証を取り消され、閉鎖または抹消を命ぜられた場合。
- (五) 人民法院が本法第 231 条規定に照らして解散させる場合。

会社に前項規定の解散事由が出現した場合、10 日以内に解散事由を国家企業信用情報公示システムで公示しなければならない。

第 230 条 会社に前条第 1 項 (一)、(二) の事由があり、さらに株主へ財産を分配していない場合、会社定款の変更を通じ、或いは株主会決議を経て存続ができる。

前項規定により会社定款を変更、或いは株主会決議を経る場合、有限責任会社は 3 分の 2 以上の議決権を保有する株主の採択を経なければならず、株式有限会社は株主会会議に出席した株主が保有する議決

権の3分の2以上の採択を経なければならない。

第二百三十一条 公司经营管理发生严重困难，继续存续会使股东利益受到重大损失，通过其他途径不能解决的，持有公司百分之十以上表决权的股东，可以请求人民法院解散公司。

第二百三十二条 公司因本法第二百二十九条第一款第一项、第二项、第四项、第五项规定而解散的，应当清算。董事为公司清算义务人，应当在解散事由出现之日起十五日内组成清算组进行清算。

清算组由董事组成，但是公司章程另有规定或者股东会决议另选他人的除外。

清算义务人未及时履行清算义务，给公司或者债权人造成损失的，应当承担赔偿责任。

第二百三十三条 公司依照前条第一款的规定应当清算，逾期不成立清算组进行清算或者成立清算组后不清算的，利害关系人可以申请人民法院指定有关人员组成清算组进行清算。人民法院应当受理该申请，并及时组织清算组进行清算。

公司因本法第二百二十九条第一款第四项的规定而解散的，作出吊销营业执照、责令关闭或者撤销决定的部门或者公司登记机关，可以申请人民法院指定有关人员组成清算组进行清算。

第二百三十四条 清算组在清算期间行使下列职权：

- (一) 清理公司财产，分别编制资产负债表和财产清单；
- (二) 通知、公告债权人；
- (三) 处理与清算有关的公司未了结的业务；
- (四) 清缴所欠税款以及清算过程中产生的税款；
- (五) 清理债权、债务；
- (六) 分配公司清偿债务后的剩余财产；
- (七) 代表公司参与民事诉讼活动。

第 231 条 会社の経営管理で嚴重な困難が発生し、繼續して存続すると株主の利益に重大損失が及び、その他のルートでも解決できない場合、会社の議決権の100分の10以上を保有する株主が人民法院へ会社の解散を請求できる。

第 232 条 会社が本法第 229 条第 1 項第(一)、(二)、(四)(五)号の規定で解散する場合は清算しなければならない。董事は会社の清算義務者であり、解散事由の出現日から15日以内に清算チームを形成して清算しなければならない。

清算チームは董事より構成される。しかし、会社定款に別途規定がある場合、或いは株主会決議で別途に他者を選んだ場合を除く。

清算義務者が遅延なく清算義務を履行せず、会社或いは債権者に損失を与えた場合は賠償責任を負わなければならない。

第 233 条 会社が前条第 1 項規定によって清算すべき場合に、期限を過ぎても清算チーム形成して生産を行なわない、或いは清算チームを形成させた後に清算をしないと場合、利害関係人が人民法院へ関係者を指定して清算チームを形成して清算をするよう申し立てができる。人民法院はその申し立てを受理し、遅延なく清算チームを形成して清算をさせなければならない。

会社が第 229 条第 1 項(四)の規定によって解散する場合、営業許可証の取消、閉鎖の命令或いは抹消の旨の決定をした部門或いは会社登記機関が人民法院に關係者を指定して清算チームを形成させて清算させるよう申し立てができる。

第 234 条 清算チームは清算期間に次の職権を行使する。

- (一) 会社財産を整理して、貸借対照表及び財産目録をそれぞれ編成する。
- (二) 債権者に通知或いは公告する。
- (三) 清算と関連する会社の終了していない業務を処理する。
- (四) 未納付税金及び清算過程で発生する税金を納付する。
- (五) 債権及び債務を整理する。
- (六) 会社が債務返済した後の残余財産を分配する。

(七) 会社を代表して民事訴訟活動に参加する。

第二百三十五条 清算組应当自成立之日起十日内通知债权人，并于六十日內在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。债权人应当自接到通知之日起三十日内，未接到通知的自公告之日起四十五日内，向清算組申报其債權。

債權人申报債權，应当说明債權的有关事項，并提供证明材料。清算組应当对債權进行登記。

在申报債權期間，清算組不得对債權人进行清償。

第二百三十六條 清算組在清理公司財產、編制資產負債表和財產清單后，应当制訂清算方案，并报股東會或者人民法院確認。

公司財產在分別支付清算費用、職工的工資、社會保險費用和法定補償金，繳納所欠稅款，清償公司債務后的剩餘財產，有限責任公司按照股東的出資比例分配，股份有限公司按照股東持有的股份比例分配。

清算期間，公司存續，但不得開展與清算無關的經營活動。公司財產在未依照前款規定清償前，不得分配給股東。

第二百三十七條 清算組在清理公司財產、編制資產負債表和財產清單后，发现公司財產不足清償債務的，应当依法向人民法院申請破產清算。

人民法院受理破產申請后，清算組应当將清算事務移交給人民法院指定的破產管理人。

第二百三十八條 清算組成員履行清算職責，負有忠實義務和勤勉義務。

清算組成員怠于履行清算職責，給公司造成損失的，應當承擔賠償責任；因故意或者重大過失給債權人造成損失的，應當承擔賠償責任。

第二百三十九條 公司清算结束后，清算組应当制作清算報告，报股東會或者人民法院確認，并报送公司登記機關，申請注銷公司登記。

第 235 條 清算チームは成立日から 10 日以内に債權者に通知し、60 日以内に新聞或いは国家企業信用情報公示システムで公告しなければならない。債權者は通知受領日から 30 日以内、或いは通知受領していない場合は公告日から 45 日以内に、清算チームにその債權を届け出なければならない。

債權者は債權を届け出るにあたり、債權関係事項を説明し、証明資料を提供しなければならない。清算チームは債權について登記しなければならない。

債權届出期間に清算チームは債權者に対して返済してはならない。

第 236 條 清算チームは、会社財産を整理して、貸借対照表と財産目録を編成後、清算案を立案して、株主会或いは人民法院へ報告して確認を受ける。

会社財産で清算費用、従業員賃金、社会保険料、法定補償金をそれぞれ支払い、未納税金を納付し、会社の債務を返済した後の残余財産について、有限責任会社が株主は出資比率に従って分配し、株式有限会社は株主は保有する株式比率に従って分配する。

清算期間、会社は存続する。しかし清算と関係がない経営活動を展開してはならない。会社財産は前項規定に則り返済するまでは株主に分配してはならない。

第 237 條 清算チームが会社財産を整理して、貸借対照表と財産目録を編成した後に、債務返済するのに会社財産が足りないことを発見した場合、法に則って人民法院へ破產清算を申し立てなければならない。

人民法院が破產申立て受理後、清算チームは清算事務を人民法院が指定する破產管理人に移転させる。

第 238 條 清算チーム構成員は、清算の職責履行において忠實義務及び勤勉義務を負う。

清算チーム構成員が清算の職責履行を怠惰して、会社に損失をもたらした場合は賠償責任を負う。故意或いは重大過失によって債權者に損失をもたらした場合も賠償責任を負う。

第 239 條 会社の清算終了後、清算チームは清算報告を作成して、株主会或いは人民法院へ報告し確認を受ける。また会社登記機関に報告送付し、会社登記の抹消申請をおこなわなければならない。

第二百四十条 公司在存续期间未产生债务，或者已清偿全部债务的，经全体股东承诺，可以按照规定通过简易程序注销公司登记。

通过简易程序注销公司登记，应当通过国家企业信用信息公示系统予以公告，公告期限不少于二十日。公告期限届满后，未有异议的，公司可以在二十日内向公司登记机关申请注销公司登记。

公司通过简易程序注销公司登记，股东对本条第一款规定的内容承诺不实的，应当对注销登记前的债务承担连带责任。

第二百四十一条 公司被吊销营业执照、责令关闭或者被撤销，满三年未向公司登记机关申请注销公司登记的，公司登记机关可以通过国家企业信用信息公示系统予以公告，公告期限不少于六十日。公告期限届满后，未有异议的，公司登记机关可以注销公司登记。

依照前款规定注销公司登记的，原公司股东、清算义务人的责任不受影响。

第二百四十二条 公司被依法宣告破产的，依照有关企业破产的法律实施破产清算。

第十三章 外国公司的分支机构

第二百四十三条 本法所称外国公司，是指依照外国法律在中华人民共和国境外设立的公司。

第二百四十四条 外国公司在中华人民共和国境内设立分支机构，应当向中国主管机关提出申请，并提交其公司章程、所属国的公司登记证书等有关文件，经批准后，向公司登记机关依法办理登记，领取营业执照。

外国公司分支机构的审批办法由国务院另行规定。

第二百四十五条 外国公司在中华人民共和国境内设立分支机构，应当在中华人民共和国境内指定负责该分支机构的代表人或者代理人，并向该分支机构拨付

第 240 条 会社の存続期間に債務が生じていない或いはすでに全ての債務を返済している場合、株主全体の承諾を経て、規定に従って簡易手続にて会社登記を抹消できる。

簡易手続で会社登記を抹消する場合、国家企業信用情報公示システムで公告しなければならず、公告期間は 20 日を下回ってはならない。公告期間満了後、異議がない場合、会社は 20 日以内に会社登記機関へ会社登記抹消を申請できる。

会社は、簡易手続で会社登記を抹消するにあたって、第 1 項で規定される内容に対する株主の承諾が不実である場合、抹消登記前の債務に連帯責任を負わなければならない。

第 241 条 会社が営業許可証を取り消され、閉鎖を命じられた或いは抹消されて満 3 年が過ぎても会社登記機関へ会社登記の抹消申請をしていない場合、会社登記機関は国家企業信用情報公示システムで公告することができ、その公告期間は 60 日を下回らない。公告期間満了後、異議がない場合、会社登記機関は会社登記を抹消することができる。

前項の規定により会社登記を抹消する場合、もとの会社株主及び清算義務者の責任は影響を受けない。

第 242 条 会社が法に則り破産を宣告された場合、企業破産の関連法律に照らして破産清算を実施する。

第 13 章 外国会社の分支機構

第 243 条 本法で「外国会社」とは、外国の法律に基づき中華人民共和国の国外に設立された会社を指す。

第 244 条 外国会社が中華人民共和国の国内に分支機構を設立する場合、中国の主管機関へ申請を提出し、会社定款、所属国の会社登記証書等の関係文書を提出し、認可を経た後で、会社登記機関へ法に則った登記手続を行ない、営業許可証を受領する。

外国会社の分支機構の審査認可弁法は國務院が別途規定する。

第 245 条 外国会社が中華人民共和国の国内に分支機構を設立する場合、中華人民共和国の国内においてその分支機構の責任を負う代表者或いは代理人を

与其所从事的经营活动相适应的资金。

对外国公司分支机构的经营资金需要规定最低限额的，由国务院另行规定。

第二百四十六条 外国公司的分支机构应当在其名称中标明该外国公司的国籍及责任形式。

外国公司的分支机构应当在本机构中置备该外国公司章程。

第二百四十七条 外国公司在中华人民共和国境内设立的分支机构不具有中国法人资格。

外国公司对其分支机构在中华人民共和国境内进行经营活动承担民事责任。

第二百四十八条 经批准设立的外国公司分支机构，在中华人民共和国境内从事业务活动，应当遵守中国的法律，不得损害中国的社会公共利益，其合法权益受中国法律保护。

第二百四十九条 外国公司撤销其在中华人民共和国境内的分支机构时，应当依法清偿债务，依照本法有关公司清算程序的规定进行清算。未清偿债务之前，不得将其分支机构的财产转移至中华人民共和国境外。

第十四章 法律责任

第二百五十条 违反本法规定，虚报注册资本、提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实取得公司登记的，由公司登记机关责令改正，对虚报注册资本的公司，处以虚报注册资本金额百分之五以上百分之十五以下的罚款；对提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实的公司，处以五万元以上二百万元以下的罚款；情节严重的，吊销营业执照；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以三万元以上三十万元以下的罚款。

第二百五十一条 公司未依照本法第四十条规定公示有关信息或者不如实公示有关信息的，由公司登记机关责令改正，可以处以一万元以上五万元以下的罚款；情节严重的，处以五万元以上二十万元以下的罚款；对

指定し、分支機構に対して、経営活動従事に相応する資金を支給しなければならない。

外国会社の分支機構で経営資金の最低限度額の定めが必要である場合、国务院が別途定める。

第 246 条 外国会社の分支機構は、その名称にて当該外国会社の国籍及び責任形態を明示しなければならない。

外国会社の分支機構は、その機構内に当該外国会社の定款を備え置かなければならない。

第 247 条 外国会社が中華人民共和国の国内に設立する分支機構は中国の法人格を持たない。

外国会社は、分支機構が中華人民共和国の国内で経営活動を行うことに民事責任を負う。

第 248 条 認可を経て設立された外国会社の分支機構は、中華人民共和国の国内で業務活動に従事するにあたって中国の法律を遵守しなければならない。中国の社会公共利益を損なってはならない。その合法的權益は中国法律の保護を受ける。

第 249 条 外国会社が中華人民共和国の国内にてその分支機構を取消す場合、法に則って債務を返済し、会社清算手続に関連する本法規定に沿って清算をしなければならない。債務返済までは、分支機構の財産を中華人民共和国の国外に移転させてはならない。

第 14 章 法律責任

第 250 条 本法規定に反して、登録資本の虚偽報告、虚偽資料の提出或いはその他の詐欺手段で重要事実を隠蔽して会社登記をした場合、会社登記機関からは正を命じ、登録資本を虚偽報告した会社に対しては虚偽報告した登録資本金額の 100 分の 5 以上 100 分の 15 以下の罰金を科す。虚偽資料を提出或いはその他の詐欺手段で重要事実を隠蔽した会社に対しては 5 万元以上 200 万元以下の罰金を科す。情状が嚴重である場合、營業許可証を取り消す。責任を直接負う主管者、その他の直接責任者には 3 万元以上 30 万元以下の罰金を科す。

第 251 条 会社が本法第 40 条規定に則って関連情報を公示しない、或いは事実どおり関連情報を公示しない場合、会社登記機関は是正を命じ、1 万元以上 5 万元以下の罰金を科することができる。情状が嚴重



直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以一万元以上十万元以下的罚款。

第二百五十二条 公司的发起人、股东虚假出资，未交付或者未按期交付作为出资的货币或者非货币财产的，由公司登记机关责令改正，可以处以五万元以上二十万元以下的罚款；情节严重的，处以虚假出资或者未出资金额百分之五以上百分之十五以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以一万元以上十万元以下的罚款。

第二百五十三条 公司的发起人、股东在公司成立后，抽逃其出资的，由公司登记机关责令改正，处以所抽逃出资金额百分之五以上百分之十五以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以三万元以上三十万元以下的罚款。

第二百五十四条 有下列行为之一的，由县级以上人民政府财政部门依照《中华人民共和国会计法》等法律、行政法规的规定处罚：

- (一) 在法定的会计账簿以外另立会计账簿；
- (二) 提供存在虚假记载或者隐瞒重要事实的财务会计报告。

第二百五十五条 公司在合并、分立、减少注册资本或者进行清算时，不依照本法规定通知或者公告债权人的，由公司登记机关责令改正，对公司处以一万元以上十万元以下的罚款。

第二百五十六条 公司在进行清算时，隐匿财产，对资产负债表或者财产清单作虚假记载，或者在未清偿债务前分配公司财产的，由公司登记机关责令改正，对公司处以隐匿财产或者未清偿债务前分配公司财产金额百分之五以上百分之十以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以一万元以上十万元以下的罚款。

第二百五十七条 承担资产评估、验资或者验证的机构提供虚假材料或者提供有重大遗漏的报告的，由有

な場合は5万元以上20万元以下の罰金を科す。責任を直接負う主管者とその他の直接責任者には1万元以上15万元以下の罰金を科す。

第252条 会社の発起人、株主が虚偽出資をした、或いは出資する貨幣或いは非貨幣財産を引き渡していなかったり期限までに引き渡さなかったりする場合、会社登記機関は是正を命じ、5万元以上20万元以下の罰金を科することができる。情状が嚴重な場合、虚偽出資或いは未出資金額の100分の5以上100分の15以下の罰金を科す。責任を直接負う主管者とその他の直接責任者には1万元以上10万元以下の罰金を科す。

第253条 会社の発起人、株主が、会社の成立後に、その出資を隠れて持ち出した場合、会社登記機関は是正を命じ、隠れて持ち出した出資金額の100分の5以上100分の15以下の罰金を科す。責任を負う直接主管者とその他の直接責任者には3万元以上30万元以下の罰金を科す。

第254条 次の行為のいずれかを行なった場合は县级以上の人民政府の財政部門が「会計法」等の法律、行政法規の規定に照らして処罰する。

- (一) 法定の会計帳簿以外に別途会計帳簿を設けている
- (二) 虚偽記載が存在する或いは重要事実を隠蔽した財務会計報告を提供した

第255条 会社が合併、分割、登録資本減少或いは清算を実施する際、本法の規定どおりに債権者に通知していない或いは公告していない場合、会社登記機関は是正を命じ、会社へ1万元以上10万元以下の罰金を科す。

第256条 会社が清算を実施際、財産の隠匿、貸借対照表或いは財産目録の虚偽記載、或いは債務返済前に会社財産を分配した場合、会社登記機関は是正を命じ、会社に対して隠匿財産或いは債務返済前に分配した会社財産金額の100分の5以上100分の10以下の罰金を科す。責任を直接負う主管者とその他の直接責任者には1万元以上10万元以下の罰金を科す。

第257条 資産評価、出資検査或いは検証を引き受けた機構が虚偽資料の提供或いは重大な漏れのある

关部门依照《中华人民共和国资产评估法》、《中华人民共和国注册会计师法》等法律、行政法规的规定处罚。

承担资产评估、验资或者验证的机构因其出具的评估结果、验资或者验证证明不实，给公司债权人造成损失的，除能够证明自己没有过错的外，在其评估或者证明不实的金额范围内承担赔偿责任。

第二百五十八条 公司登记机关违反法律、行政法规规定未履行职责或者履行职责不当的，对负有责任的领导人员和直接责任人员依法给予政务处分。

第二百五十九条 未依法登记为有限责任公司或者股份有限公司，而冒用有限责任公司或者股份有限公司名义的，或者未依法登记为有限责任公司或者股份有限公司的分公司，而冒用有限责任公司或者股份有限公司的分公司名义的，由公司登记机关责令改正或者予以取缔，可以并处十万元以下的罚款。

第二百六十条 公司成立后无正当理由超过六个月未开业的，或者开业后自行停业连续六个月以上的，公司登记机关可以吊销营业执照，但公司依法办理歇业的除外。

公司登记事项发生变更时，未依照本法规定办理有关变更登记的，由公司登记机关责令限期登记；逾期不登记的，处以一万元以上十万元以下的罚款。

第二百六十一条 外国公司违反本法规定，擅自在中华人民共和国境内设立分支机构的，由公司登记机关责令改正或者关闭，可以并处五万元以上二十万元以下的罚款。

第二百六十二条 利用公司名义从事危害国家安全、社会公共利益的严重违法行为的，吊销营业执照。

第二百六十三条 公司违反本法规定，应当承担民事责任赔偿责任和缴纳罚款、罚金的，其财产不足以支付时，先承担民事责任。

報告を提供した場合、関連部門が「資産評価法」、「登録会計士法」等の法律、行政法規の規定に照らして処罰する。

資産評価、出資検査或いは検証を引き受けた機構が、発行した評価結果、出資検査或いは検証証明の不実によって会社債権者に損失をもたらした場合、自身に故意や過失がない旨を証明できる場合を除いて、評価或いは証明が不実である金額の範囲内の賠償責任を負う。

第 258 条 会社登記機関が法律、行政法規の規定に違反して職責を履行しない、或いは職責の履行が不当である場合、責任を負う指導者と直接責任者に法にしたがって政務処分を与える。

第 259 条 法に則って有限責任会社或いは株式有限会社と登記していないに関わらず、有限責任会社或いは株式有限会社の名を冠した場合、また法に則って有限責任会社或いは株式有限会社の支店として登記していないに関わらず有限責任会社或いは株式有限会社の支店の名を冠した場合、会社登記機関は是正を命じる、或いはこれを取り締まり 10 万元以下の罰金を合わせて科すことができる。

第 260 条 会社の成立後、正当な理由なく 6 か月超の期間開業しない、或いは開業後自ら業務を停止して連続 6 か月以上経過した場合、会社登記機関は営業許可証を取り消すことができる。しかし、会社が法により休業手続をした場合を除く。

会社の登記事項に変更が発生した際に、本法規定どおり関連変更登記を行わない場合、会社登記機関が期限を定めて登記を命ずる。期限超過しても登記しない場合 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。

第 261 条 外国会社が本法規定に違反して中華人民共和国の国内で無断に分支機構を設立した場合、会社登記機関は是正或いは閉鎖を命じ、5 万元以上 20 万元以下の罰金を併せて科すことができる。

第 262 条 会社名を利用して国家安全、社会公共利益に危害を加える嚴重な違法行為をした場合、営業許可証を取り消される。

第 263 条 会社が本法規定に違反して民事賠償責任、罰則支払い、罰金を負って、その財産が支払いに足りない場合、まず民事賠償の責任を負う。



第二百六十四条 违反本法规定,构成犯罪的,依法追究刑事责任。

第十五章 附 则

第二百六十五条 本法下列用语的含义:

(一) 高级管理人员,是指公司的经理、副经理、财务负责人,上市公司董事会秘书和公司章程规定的其他人员。

(二) 控股股东,是指其出资额占有限责任公司资本总额超过百分之五十或者其持有的股份占股份有限公司股本总额超过百分之五十的股东;出资额或者持有股份的比例虽然低于百分之五十,但依其出资额或者持有的股份所享有的表决权已足以对股东会的决议产生重大影响的股东。

(三) 实际控制人,是指通过投资关系、协议或者其他安排,能够实际支配公司行为的人。

(四) 关联关系,是指公司控股股东、实际控制人、董事、监事、高级管理人员与其直接或者间接控制的企业之间的关系,以及可能导致公司利益转移的其他关系。但是,国家控股的企业之间不仅因为同受国家控股而具有关联关系。

第二百六十六条 本法自 2024 年 7 月 1 日起施行。

本法施行前已登记设立的公司,出资期限超过本法规定的期限的,除法律、行政法规或者国务院另有规定外,应当逐步调整至本法规定的期限以内;对于出资期限、出资额明显异常的,公司登记机关可以依法要求其及时调整。具体实施办法由国务院规定。

第 264 条 本法の規定に違反して、犯罪を構成する場合、法に則って刑事責任を追及する。

第 15 章 附則

第 265 条 本法において次の用語の意味は下記内容を含む。

(一)「高級管理者」とは、会社の総経理、副総経理、財務責任者、上場会社の董事会秘書、及び会社定款で規定されるその他の人員を指す。

(二)「株式支配株主」とは、有限責任会社の資本総額に占める出資額が 100 分の 50 を超える、或いは株式会社株式資本総額に占める保有株式が 100 分の 50 を超える株主、及び出資額或いは保有する株式の比率が 100 分の 50 を下回るが、出資額或いは保有する株式によって教授する議決権が株主会の決議に対して重大な影響を与えるのに足りる株主を指す。

(三)「實際支配者」とは、投資関係、協議或いはその他の手配を通じて、会社の行為を實際に支配することができる者を指す。

(四)「関連関係」とは会社の株式支配株主、實際支配者、董事、監事、高級管理者とそれらを直接的或いは間接的に支配する企業間の関係、及び会社の利益移転をもたらすおそれがあるその他関係を指す。しかし、国が株式を支配する企業の間においては、国による株式支配を同様に受けるだけでは関連関係を有さない。

第 266 条 本法は 2024 年 7 月 1 日より施行する。

本法の施行前にすでに登記設立されている会社については、出資期限が本法規定期限を超える場合、法律、行政法規、國務院に別途規定がある場合を除いて、本法規定の期限内になるよう徐々に調整しなければならない。出資期限或いは出資額が明らかに異常な場合、会社登記機関は法に基づき遅延なく調整するよう要求できる。具体的な実施弁法は、國務院が定める。

・本資料を無断で引用、変更、転写、複写しないようお願いいたします。

・本資料は、法律の中国語原文内容の解釈のため参考として弊社 TJCC コンサルティンググループにて日本語に翻訳したものです。翻訳の正確性により問題が発生したとしても、責任は負いかねますので何卒ご了承ください。